令和８年第２回定例会

河 津 町 議 会 会 議 録

令和８年　６月２日　開会

令和８年　６月４日　閉会

河　津　町　議　会

令和八年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和八年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和８年河津町議会第２回定例会会議録目次

第　１　号　（６月２日）

○議事日程…… 1
○出席議員…… 1
○欠席議員…… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者…… 1
○事務局職員出席者…… 1
○開会の宣告…… 3
○開議の宣告…… 3
○議事日程の報告…… 3
○会議録署名議員の指名…… 3
○会期の決定…… 3
○諸般の報告…… 4
○町長の行政報告…… 7
○一般質問……11
遠　藤　嘉　規　君……11
渡　邊　昌　昭　君……22
桑　原　　猛　君……32
正　木　誠　司　君……40
○散会の宣告……50
○署名議員……51

第　２　号　（６月４日）

○議事日程……53
○出席議員……53
○欠席議員……54
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者……54
○事務局職員出席者……54
○開議の宣告……55

○議事日程の報告……55
○一般質問……55
　北　島　正　男　君……56
　福　沢　宏　幸　君……68
○承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……81
○報告第１号の上程、説明、質疑……86
○報告第２号の上程、説明、質疑……88
○同意第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……90
○承認第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……91
○承認第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……94
○議案第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決……97
○議案第５１号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 100
○議案第５２号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 105
○議案第５３号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 111
○議案第５４号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 114
○議案第５５号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 115
○日程の追加…… 117
○議案第５６号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 118
○議員派遣の件…… 121
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件…… 121
○閉会の宣告…… 121
○署名議員…… 123
○議案等審議結果一覧…… 125

第　　1　　日

6 月 2 日 （ 火 曜 日 ）

令和８年河津町議会第２回定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和８年６月２日（火曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の行政報告

日程第　５　一般質問

出席議員（１０名）

１番	福沢宏幸君	２番	正木誠司君
３番	北島正男君	４番	桑原　猛君
５番	渡邊昌昭君	６番	遠藤嘉規君
７番	上村和正君	８番	渡邉　弘君
９番	稲葉　静君	１０番	宮崎啓次君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

町長	大川良樹君	副町長	川尻一仁君
教育長	竹内　定君	総務課長	稲葉吉一君
企画調整課長	山本博雄君	町民生活課長	土屋政治君
健康増進課長	平川直也君	福祉介護課長	臼井理治君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	島崎和広君
防災課長	友田佳伸君	水道温泉課長	飯田吉光君
教育委員会事務局長	土屋　勉君	会計管理者兼会計室長	土屋弘幸君

事務局職員出席者

事務局長　　鈴木亜弥　　書記　　土屋　　翔

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（渡邉　弘君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（渡邉　弘君）　これより令和８年河津町議会第２回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邉　弘君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邉　弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

１番、福沢宏幸議員、２番、正木誠司議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邉　弘君）　日程第２、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、５月28日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より６月４日までの３日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問４名をお願いしたいと思います。

３日がちょっと不透明でございますけれども、一般質問２名と専決案件、報告事項、人事案件、条例案件、単行議決案件、補正予算をお願いしたいと思います。

なお、４日につきましては、念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より４日までの３日間と決定いたしました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（渡邉　弘君）　日程第３、諸般の報告を行います。

本定例会が開催されるに当たり、令和８年第１回定例会以降の諸般の報告をいたします。

１、議会議長会の事業について。

５月26日、全国町村議会議長会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長と共に出席いたしました。

６月１日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、副議長と共に出席いたしました。

２、町議会活動について。

４月22日、議員月例会を開催し、賀茂地域局次長及び静岡県広域移住コーディネーターを講師に迎え、人口減少に直面する賀茂地域の現状と課題、解決に向けた動きについて研修を行いました。

５月18日、議員月例会を開催し、静岡県教育委員会高校教育課職員を講師に迎え、賀茂地

区の県立高校について研修を行いました。

５月25日、議会全員協議会を開催し、第２回定例会の議案について町から説明を受けました。

同日、議員説明会が開催され、町有地（旧東小学校）貸付けについて町から説明を受けました。

河津町議会改革特別委員会。

３月13日、４月17日、５月25日、河津町議会改革特別委員会を開催し、調査事項について協議をいたしました。

例月出納検査結果報告。

３月26日、令和８年２月分の出納検査報告書を受領いたしました。

４月24日、令和８年３月分の出納検査報告書を受領いたしました。

５月22日、令和８年４月分（令和７年度・８年度）の出納検査報告書を受領いたしました。

議会運営委員会。

５月29日、議会運営委員会を開催し、第２回町議会定例会の日程等を協議いたしました。

常任委員会関係議員活動について。

３月13日、第１常任委員会を開催し、調査テーマ、次回の月例会について協議をいたしました。

３月18日、河津町立文化の家運営協議会が開催され、第２常任委員長が出席いたしました。

３月19日、３月31日、４月６日、広報常任委員会を開催し、議会だよりの作成・発行を行いました。

３月22日、広報常任委員会主導で、議員全員が河津寄って軽トラ市に参加いたしました。

３月23日、４月17日、第２常任委員会を開催し、次回の月例会、防災強化に係る提言書、伊豆縦貫自動車道要望活動について協議いたしました。

３月26日、第３回河津町学校給食運営審議会が開催され、第２常任委員長及び副委員長が出席いたしました。

３月27日、第２回河津町社会教育委員会が開催され、第２常任委員長が出席いたしました。

４月14日、第１常任委員会を開催し、河津ザクライド第３弾振り返りと次のステップに向けて、商工会と協議をいたしました。

４月22日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第２常任委員長が出席いたしました。

４月22日、５月12日、第２常任委員会を開催し、伊豆縦貫自動車道要望活動、５月の月例

会について協議をいたしました。

４月22日、５月18日、第１常任委員会を開催し、委員会調査報告書について協議をいたしました。

５月14日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、協議会委員が出席いたしました。

５月19日、河津町自衛隊協力会総会が開催され、第２常任委員長が出席いたしました。

５月25日、河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第１常任委員長が出席いたしました。

同日、河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第１常任委員長が出席いたしました。

５月28日、広報常任委員会を開催し、次号の議会だより作成について協議をいたしました。

３、一部事務組合について。

４月15日、下田メディカルセンター将来構想調査特別委員会が開催され、組合議員が出席いたしました。

５月21日、下田地区消防組合議会議員視察研修事前勉強会が開催され、組合議員が出席いたしました。

４、議長に要請のあった諸会合等について。

３月16日、交通安全対策委員会が開催され、出席いたしました。

４月６日、「春の全国交通安全運動」街頭広報が行われ、出席いたしました。

４月19日、下田市役所新庁舎落成記念式典が下田市で開催され、出席いたしました。

５月19日、下田警察署管内防犯協会総会が下田市で開催され、出席いたしました。

同日、河津町商工会通常総会が開催され、副議長と第２常任委員長が出席いたしました。

５月20日、河津町観光協会通常総会が開催され、出席いたしました。

５、町の行事について。

４月１日、辞令交付式。

４月５日、河津町消防団入団式。

４月７日、河津町立河津小学校入学式。

同日、河津町立河津中学校入学式。

４月８日、河津町立さくら幼稚園入園式。

上記行事が開催され、出席をいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（渡邉　弘君）　日程第４、町長の行政報告をお願いいたします。

町長。

○町長（大川良樹君）　本定例会が開催されるに当たり、３月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと思います。

職員の人事異動について申し上げます。

４月１日付で、新規採用職員６名、美しい伊豆創造センター派遣１名を含む46名の人事異動を発令いたしました。河津町第５次総合計画の着実な推進のため、職員の意欲、経験、適性等を踏まえた人事配置を実施いたしました。

本定例会に、人事異動に伴う職員給与費の科目変更等の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願い申し上げます。

地域おこし協力隊事業について申し上げます。

５月１日付で、下道義弘隊員に地域農業活性化業務等推進の任務で委嘱を行い、地域おこし協力隊員は５人体制となりました。各隊員には、地域協力活動の推進を期待しております。

地域活性化起業人事業について申し上げます。

国の地域活性化起業人制度を活用し、今年度新たに、株式会社ニコン日総プライムから派遣社員１名の受入れを行いました。主にＤＸ推進業務を担当していただいております。

河津町まちづくりアンバサダーについて申し上げます。

４月１日付で、観光部門での送客、町の魅力発信、町の増収を図るため、新たに河津町まちづくりアンバサダーを３名委嘱いたしました。今後は、企業版ふるさと納税の拡充を図るための民間への連携役や町外への情報発信等を通じて、観光人口、関係人口拡大に取り組んでいただきます。

食料品等価格高騰対策生活応援商品券事業について申し上げます。

国の重点支援地方交付金を活用し、食料品等価格高騰対策生活応援商品券事業を実施しました。令和８年１月１日に町内に住所のある全町民に、１人につき商品券5,000円を対象の6,197人に対して発送をし、物価高騰による負担軽減を支援いたしました。

水道料金免除事業について申し上げます。

同じく重点支援地方交付金を活用し、水道料金免除事業を実施いたしました。上水道の４

月検針分3,411件、3,073万6,387円の水道料金に補助金を給付し、物価高騰による負担軽減を図りました。

ふるさと納税・企業版ふるさと納税推進事業について申し上げます。

昨年度のふるさと納税は、寄附件数1,644件、寄附総額１億4,153万8,000円となり、前年度より704件、1,301万3,000円の減となりました。委託事業者と連携をし、サイト内広告やリアルイベントでのプロモーション等により寄附の増額に努めます。

また、企業版ふるさと納税は、昨年度、寄附件数５件、寄附総額910万円となり、前年度より２件、440万円の増となりました。今年度からは寄附サポート業務の委託を開始し、さらなる寄附企業の獲得を目指してまいります。

河津バガテル公園管理事業について申し上げます。

河津バガテル公園につきましては、令和８年４月から町直営となり、無料の公園として開放をしております。また、今後の方針については、フランス、パリ市との協定等もあることから、１つ１つ解決を図りながら検討を進めてまいります。

町税の収納状況について申し上げます。

令和７年度分の町税収納状況は、４月末現在で、現年分収入額９億6,050万6,000円、滞納繰越分収入額783万3,000円、全体では９億6,833万9,000円、徴収率は96.92％で、前年度より0.3ポイント減少しております。

国民健康保険税は、現年分収入額１億6,289万円、滞納繰越分収入額609万円、全体では１億6,898万円、徴収率は92.75％で、前年度より0.8ポイント減少しております。

賀茂地域全域における収納対策として、１市５町による賀茂地方税債権整理回収協議会での共同徴収に引き続き取り組みました。さらに、徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管しており、令和７年度は５件、227万5,000円を移管し、４月末現在、完納４件、引渡後確定延滞金を含め徴収金額175万円、徴収率76.89％となっております。

戸籍の氏名振り仮名記載について申し上げます。

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなりました。河津町に本籍がある方には、昨年８月に記載する振り仮名を確認する通知をし、令和８年５月25日までに、通知に基づく届出のあった方については戸籍に記載をいたしました。また、届出がなかった方については、今後、通知内容のとおり、戸籍にその振り仮名が記載されることとなります。

エコクリーンセンター東河について申し上げます。

令和７年度のエコクリーンセンター東河へのごみ搬入量は2,816トンで、前年度比95.39％、136トンの減となり、このうち可燃ごみは2,508トンで、前年度比95.73％、112トンの減でした。

５月31日に実施した「環境美化の日」町内一斉清掃では、区長をはじめ、町民の民様にご協力をいただき、御礼を申し上げます。引き続きごみの減量・分別化、きれいなまちづくりに向け、取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

水道事業等補助金事業について申し上げます。

国の重点支援地方交付金を活用し、簡易水道事業者と飲料水供給施設管理者４事業者に、事業運営や施設維持管理等を支援するため、令和６年度水道料金２か月分相当に当たる167万408円の補助を行いました。

物価高対応子育て応援手当支給事業について申し上げます。

物価高の影響を特に受けている子育て世帯に対し、児童１人当たり２万円を支給する事業を実施いたしました。３月31日から４月20日にかけて、364世帯630人に対し、計1,260万円を口座振込で支給いたしました。

第36回河津桜まつりについて申し上げます。

第36回河津桜まつりは、２月７日から３月８日までの30日間開催されました。期間中は桜の開花が順調に推移し、また天候にも恵まれ、実行委員会の集計では、まつり期間中の河津駅周辺の入り込み客数は約63万人で、前年度比約16％増となりました。うち河津駅降車人員は約10万2,000人でした。実行委員会の運営状況ですが、乗用車駐車場台数が２万617台で、前年に比べ約2,800台増加した一方、大型バス駐車場については1,130台で、前年度比260台の減となりました。

クラブツーリズム「なごみ」ツアーについて申し上げます。

４月18日に、クラブツーリズム鉄道部主催、ＪＲ東日本ハイグレード特急列車「なごみ」を利用した、河津町を目的とした参加者85名のお客様を乗せた団体臨時列車ツアーが行われ、伊東駅から私と伊豆の踊子が乗車をし、歓迎の挨拶とノベリティーの配布を車内で行いました。

河津駅到着後は、ＧＯ　ＫＡＷＡＺＵのチアパフォーマンスと田中区鳥酒精進太鼓による歓迎、また河津町商工会婦人部によるキンメダイのみそ汁のふるまい等で、にぎやかに来町いただいたお客様をお迎えさせていただきました。関係者の方々には、心のこもったおもてなしを実施していただき、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

ユーラスエナジー河津カップ２０２６天城アタック３５について申し上げます。

トレイルランニング大会「ユーラスエナジー河津カップ２０２６天城アタック３５」が計210名の選手の参加をいただき、５月24日に開催されました。大会前日イベントも併せて、大会ボランティア約100名や関係機関の協力をいただき、準備・受付と当日のおもてなしや走路観察など行っていただきました。また、町民の皆様には温かい声援を送っていただき、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

津波避難訓練について申し上げます。

３月８日に、津波浸水想定区域に関わる地区において、各自主防災会が主体となり、避難場所や避難経路等の確認を行う津波避難訓練を実施し、511名が参加しました。

消防団関係について申し上げます。

消防団入団式が４月５日にＢ＆Ｇ体育館で行われ、８名の新入団員が相馬義人団長から辞令を受け、入団式終了後には、本部指導の下、基礎訓練が行われました。

５月10日に、縄地川河口にて水防訓練を実施し、48名が参加いたしました。陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊員を講師に迎え、土のうの作り方、積み方等の訓練を行いました。会場使用に当たり、縄地区長をはじめ、区民の皆様におかれましては、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

主な入札結果について申し上げます。

５月18日に実施した令和９年度消防ポンプ自動車（第６分団）購入は、株式会社畠山ポンプ製作所が落札をし、3,278万円で仮契約を締結いたしました。この事業は、老朽化したポンプ車の更新及び可搬ポンプの購入を行うものです。

５月20日に実施した地籍調査業務委託（見高Ⅱ・見高Ⅲ）は、有限会社渡辺測量事務所が落札をし、781万円で契約をいたしました。この事業は、津波浸水想定区域の地籍の明確化を図るために実施するものです。

そのほかの入札結果につきましては、別紙をご参照ください。

報告は以上のとおりです。

私が掲げた６点の重点施策を軸に、未来を担う子供たちが「この町に生まれてよかった、育ってよかった、また戻ってよかった」と誇りを持っていただけるような町になるよう、各種事業に取り組んでいきます。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邉　弘君）　町長の行政報告が終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時２６分

再開　午前１０時４０分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（渡邉　弘君）　日程第５、一般質問に入ります。

質問は１件ごと一問一答方式とするか一括質疑方式とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長にお申し出ください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は１問につき３回、質問の時間は答弁を含め60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

６番、遠藤嘉規議員、５番、渡邊昌昭議員、４番、桑原猛議員、２番、正木誠司議員、３番、北島正男議員、１番、福沢宏幸議員。

◇　遠　藤　嘉　規　君

○議長（渡邉　弘君）　それでは、６番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

６番、遠藤嘉規議員。

〔６番　遠藤嘉規君登壇〕

○６番（遠藤嘉規君）　６番、遠藤嘉規でございます。

令和８年第２回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりです。

１件目は、ナガミヒナゲシ等の外来植物対策の現状と今後の対応について、２件目は、耐震性防火水槽の設置状況と多目的利用について、以上２件でございます。町長及び関係課長の答弁を求めます。

ナガミヒナゲシ等の外来植物対策の現状と今後の対応についてということで、町内における外来植物の拡大とその対応についてお伺いをしたいと思います。

質問に当たりまして、今日、議長に許可をいただきまして、うちの近所に生えていたナガミヒナゲシの現物を持ち込ませていただきました。皆様の家の周りだったりとか、道路の周りだったりとか、いろんなところに実はこいつが生えているというふうなことがあろうかと思いますので、あまり珍しくないかもしれません。できればこれの花が咲いているところの写真をこちらのモニターで表示できればなというふうに思ったんですけれども、私の用意が間に合いませんで、通告にその写真の提出ができなかったので、許可をいただいて現物のほうを持ってこさせていただきました。

この質問の大前提の認識としてご理解をいただきたいのですけれども、この植物の駆除を全て町行政当局にやってほしいというような投げかけではなくて、問題解決のための音頭を町が取っていただいて、町民全体で取り組んでいただく必要があるのではないかといった方向性の確認を、この質問の中で行いたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

近年の町内の道沿いや空き地、住宅地周辺、耕作放棄地等々において、こちらのナガミヒナゲシを目にする機会が明らかに増えております。特に４月から５月にかけて、ポピーによく似たオレンジ色の花を咲かせているので、最近だと目撃された方が多いんじゃないかなというふうに思います。

この植物は環境省が指定する特定外来植物というわけではないんですけれども、繁殖力が非常に強くて、この１株で約15万粒もの種を生産をします。風や人の足、車のタイヤなどにくっついたりして、咲いている範囲を急速に拡大をするというような特徴があるそうです。一応これ採取するときも、ここの実の中から大量の種が飛び散るというようなことがインターネットなんか調べると書いてありますので、取るに当たっても自分なりにちょっと気をつけさせてもらって、これに袋をずぼっとかぶせて種が飛び散らないようにして引っこ抜いて、逆さにして種を十分に落とした上で持ってくるというようなことで対応させてもらったんですけれども。

地域の植物がいっぱい生えているところに、このナガミヒナゲシが生えているんですけれども、根っこからほかの植物の成長を阻害する毒物というのを地面に出すそうです。地域のもともといた植物というのを駆逐した上で、自分の種を１株から15万粒、周辺にまき散らして、短期間で広範囲に広がるという特徴を持っているそうです。さらには、茎や葉っぱに弱い毒性があるとされておりまして、かぶれなど皮膚への影響というものも懸念をされております。この状況を放置すると、短期間の間にかなり急速にこの植物が広がっていくということで、景観の問題にもなるという部分にとどまらず、毒があるというところで、住民生活に身近なリスクとして認識するべきような段階に来ているのではないかというふうに考えております。

この植物に対する対応というものをちょっと調べてみたんですけれども、静岡県のホームページでもナガミヒナゲシについて触っておりますし、実際、周辺自治体なんかでも、伊東市のホームページでも触っておりますし、県内、意外といろいろ多くの自治体のホームページの中で注意を促しているのがこのナガミヒナゲシだったりします。

外来植物の問題というのはナガミヒナゲシだけではなくて、例えば数年前テレビなんかでもよくやっていたんですけれども、特定外来植物に指定されているナガエツルノゲイトウという植物がいるんですけれども、これに関しては河川や水路において異常繁殖をして、農業や治水への影響が指摘されております。南伊豆町の青野川や下田市内でも存在が確認をされておりまして、河津町内でもちょっと調べてみたんですけれども、平成24年、随分前ですけれども、３月21日に開催された第１回河津川水系流域委員会という会議の中の会議録でも、ナガエツルノゲイトウという外来植物について、注意を促すような発言が出ておりました。

さらに、今またこれと同じで季節になっているので、テレビなんかでも最近ちょいちょい見るんですけれども、オオキンケイギクというような外来植物も大量に発生していて問題になっているというようなことを、テレビでも警鐘を鳴らしておりました。オオキンケイギクの場合は見た目が美しいということで、地域の住民が意図せずに残してしまったというようなケース、またナルトサワギクのように毒性を持つ植物の存在というものも懸念がされております。

これらの植物に対して共通して言えるのが、気づかないうちに広がっていて、気づいたときにはもう対処が困難な状況といった特徴を持っております。

そこで、お伺いしたいんですけれども、河津町として外来植物の発生状況についてどの程度把握をしているのか、お尋ねしたいと思います。ナガミヒナゲシをはじめ、町内で確認さ

れている外来植物の現状認識について説明をお願いします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　遠藤議員お尋ねの外来植物の発生状況と把握について、答弁を申し上げます。

私といたしましては、正直、今回、遠藤議員からの質問をいただくまで、外来植物の生態について知りませんでした。私もその後少し調べさせていただきましたが、外来植物は、もともとその地域になかったものが園芸目的など、人間の活動によってほかの地域から持ち込まれ、種が飛散するなどして定着してしまった植物のことです。

特定外来植物とは、外来生物法により、生態系や人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすものまたは及ぼすおそれがあるものとして指定された海外由来の外来種であって、栽培、保管、生きたままの運搬が原則禁止をされている植物を指します。

議員お尋ねのナガミヒナゲシは外来植物で、先ほど議員がおっしゃっていましたナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクやナルトサワギクは特定外来植物として指定をされているようです。

町への問合せ等については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋政治君）　現在、町民生活課にナガミヒナゲシを含む外来種に関する問合せは、１件も入っておりません。

また、町として町内の繁殖状況も把握しておりません。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。

外来植物の存在自体、意外と興味持たないと目に留まらないものなので、町長が知らなかったというのも重々理解できるのかなと。僕もテレビや何かを見た上で知って、それを気にしていたら、やたら目に留まるようになってきたというのが現状なので、町の中をちょっと歩くときに気をつけていただくと、びっくりするぐらい目に留まるというふうな事実があるのかなというふうに思います。

町民生活課のほうにも特に問合せがないということで、多分、町民の皆さんもただの道端に咲いている花というような認識で、危機感もないというのが現状なんだろうなというふうに思います。

身近なんですよね、意外とやっぱりこういった草花が生えているというのが。このナガミヒナゲシとか、特定外来植物であるナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクなどについて、現状、町としてどのような対策が講じられているのか、お伺いをしたいと思います。特に川や農地周辺における対応について、何か対応があれば説明をお願いしたいと思います。

また、町民への周知啓発について、外来植物の中には知らずに持ち帰ったり、庭に植えたりすることで拡散してしまうというケースがあると考えられます。特定外来植物に指定されているものですと、それを移植して植えたりとかというようなことをやることによって、地域によっては罰則規定があったりするようなものもあるそうなんですけれども、町として町民にどのような情報提供や注意喚起を行っているのか、対応があればお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　現状の対応と住民への周知について、答弁をさせていただきます。

先ほど町民生活課長から答弁させていただいたように、外来種に関する問合せが１件もないのが現状でございます。

外来種への対策は、河津町だけではなく、他市町との連携が必要であると考えます。国・県・近隣市町等の状況を確認しながら、必要があれば情報提供や注意喚起を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。

問合せ特にないというようなことなので、問題になっていないものを問題にする必要もないというような見方もあるのかなというふうに思うんですけれども、先ほど言わせていただいたように、気づいたときにはもう収拾つかないよというふうになるのがこの手の植物の特徴なのかなというふうに思います。

今後の取組なんですけれども、先ほど町長が周辺市町との連携も必要だよというようなことをお話しされておりましたけれども、現状、その植物を認識するという部分においては、県の情報に依存をするという部分が大きいのかなというふうに考えます。ただ、町独自の実態に即した注意喚起であるとか、リスト化を行う必要というものがあるのではないかなというふうに思います。

外来植物の問題は、よその市町や何かの対応を少し調べていただくと分かるんですけれど

も、初期段階で対応すれば比較的容易に制御ができたはず。ですが、問題になって町民から声が挙がってといったときには、もう方々に拡大してしまってどうにもならない。多大な労力と多大な費用を要して、それでも駆除し切れないというような状況になるというのがこの手のものの定番の状況かなというふうに思います。町単独でどうこうできる問題ではないので、町民の理解と協力が不可欠な分野かなというふうに思います。

伊東市のホームページなんか見ていただくと、見かけたら駆除してほしいと、毒があるので、触るの気をつけてねというような呼びかけもされているのかなというふうに認識をしております。なるべく早い段階でしっかりと状態を把握していただいて、町民の皆様にも分かりやすく周知徹底をしていただいて、町として必要な対策を講じていくということが重要であるのかなというふうに思います。

町として、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺えればと思います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　県の情報に依存をせず、町独自の実態に即した注意喚起が必要ではないか、今後どのように取り組んでいくのかという質問ですが、先ほども申し上げたとおり、外来種への対策は河津町だけではなく、他市町との連携が必要だと考えております。国・県・近隣市町等の状況を確認しながら、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　植物なので、河津町だけに限定される問題ではないですし、賀茂郡の地域全体、観光地としてのくくりというのも、町の境界を越えたら違うというふうには外からは見てもらえないというのもありますので、賀茂地区全体、１市５町全体の問題として取り組んでいくというのは重要なのかなというふうに思います。

町内見ると、つる系の植物や何かで、以前はそんなことなかったのに気づいたらあちらもこちらもつるだらけ、場所によっては河津桜も一部つるがかかってきちゃったりというようなことがあるかと思います。あれもやっぱり気づいたらそんな状態になっていて、今から全部それ対応するのはかなり厳しいのかなというような状況になる典型例の一つかなというふうにも感じますので、町単独でということではなく、地域全体で賀茂郡全体で対応を考えるということであれば、身の回りにいる草花なので、それを少しずつむしることで、少しずつの抑制が効くというふうなこともあろうかと思いますので、ぜひ前向きに対応を検討していただいて、気づいたら河津中、オレンジ色の花が春先に咲いていたみたいなことにならない

ように対応していただけたらありがたいなというふうに思います。

続きまして、２問目の質問に移らせていただきます。

耐震性防火水槽の設置状況と多目的利用についてということで、質問をいたします。

消防活動に必要な水利確保と災害時の生活用水確保の両面から、耐震性防火水槽の整備について質問をしたいと思います。

近年、全国各地で大規模火災が発生しておりまして、消火活動が長期化する事例が見られます。こういった状況を踏まえますと、消火活動においては初期消火の成否が極めて重要であり、そのため水利の確保は、町の安全性を確保する上で基盤的な大変重要な課題であると考えております。

町内でも１月５日の夜に火事があり、一時、付近の山林に燃え広がりましたが、およそ５時間後に消し止められたということでございました。これは対応に当たった消防団員の皆さん、地域の皆さん、消防署をはじめとした関係者の方々の対応のおかげで、大規模な広域火災を免れたというふうに考えております。

しかし、全国に目を向けますと、10日以上、鎮圧にかかった火災が岩手県の大船渡市の山林火災であったり、大槌町の山林火災であったり、大分市の佐賀関の市街地の火災であったりと今年だけでも複数件発生しておりまして、鎮圧に１か月以上要するというような事例まで出てきております。こういったことは以前はあまり聞いたことがないようなことで、火災の質が変わってきているように感じております。

一方で、町内に目を向けますと、自然水利に乏しい地域が存在しております。消防活動に必要な水の確保に苦慮をしたという事例もあるというふうに認識をしております。

水利の不足はそのまま初期消火の遅れにつながる懸念もあるということで、まず１点目として、町内における防火水槽の設置状況について、特に自然水利が乏しい地域ですとか、過去に消防活動に支障があった地域において十分な措置がなされているのか、現状の認識をお示しください。

２点目として、町内の耐震防火水槽は現時点でどの程度整備されているのか、また老朽化した防火水槽の有無、またその更新なども含めてどのような計画になっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　私のほうからは、町内における防火水槽の設置状況について、特に自然水利が乏しい地域や過去に支障があった地域では十分な配置がなされているのか、現状認

識はという質問に回答を申し上げます。

確かに自然水利等で消火活動がスムーズに行える水利を確保することができるのが一番よいのですが、自然水利でも渇水期等は水利確保が大変困難であると聞いております。

議員も先ほどおっしゃっておりましたが、１月５日に発生した田中地区での火災では、河津町消防団、下田消防署員皆様のおかげをもちまして、その日の夜中に鎮火させることができました。私自身も多くの町民の皆様から賞賛のお言葉をいただき、河津町消防団に対する町民の誇りを改めて感じ、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

あわせて、この火災では広範囲への消火活動が必要となり、多くの水利確保が必要であったため、天城生コン様のミキサー車での給水のご協力をいただきました。そのほかの火災においても、水利確保が難しい際にはご協力をいただいており、本当に頭の下がる思いとともに、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。そういった官民連携の取組も必要と感じております。

防火水槽の設置状況、現状認識、耐震性防火水槽の整備状況、老朽化した防火水槽の現状については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　防災課長。

○防災課長（友田佳伸君）　防火水槽の設置状況、現状認識について答弁をさせていただきます。

現在、町内には72か所の防火水槽が消防水利を主たる目的として設置されており、29か所を耐震性防火水槽として整備をしております。火災のほか地震、大雨、近年では暑熱対策など多様化する災害は、いずれも飲料水や生活用水など水の確保が求められる状況であり、整備を進めている現状認識でございます。

また、自然水利の設置数などは地区により状況が異なるため、毎年４月には消防団により各地区の自然水利、防火水槽などを水利点検し、情報を共有して迅速な初期消火につながるよう備えていただいております。

老朽化の状況につきましては、経年劣化により給水装置を修理するなど延命措置で対応しておりますので、既存施設が機能を失うことがないよう努めております。

以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。

防火水槽が町内72か所、うち29か所が耐震防火水槽ということで、老朽化に関しては延命措置をしながらしっかり使えるような状態を維持していくということで、しっかりと対応がされているのかなというふうに認識をさせていただきました。

自然水利の乏しいところで水確保するのはすごい難しい話で、実際、僕も消防団の頃に山林火災で、天城生コンさんの車が来てくれて水を提供していただいたというのを目の前で見たことがありますので、官民の連携はやっぱり大事だなというのを認識させていただいております。

飲用可能な耐震性防火水槽についてお伺いをしたいなというふうに思います。

地震等の大規模災害時には、上水道の断水によって飲料水や生活用水の確保が困難になることが想定されております。このような状況において、防火水槽の水が生活用水であったり、場合によっては飲料水としても活用できるかどうかというのは、地域の避難生活等を支える上で大変重要な要素になろうかと思います。

令和５年３月修正版の河津町地域防災計画においては、消防用防火水槽の生活用水としての活用や、飲用可能な耐震性防火水槽の新設に関する記載があると認識をしております。現時点での整備状況と今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

私の認識としては、防火水槽の水はろ水器を使うことで飲用可能になるというような話を以前、当局の方から伺った覚えがございます。ところが、水道関係だったり、土木関係の事業者の方からお話を聞くと、防火水槽の水は防火水槽がコンクリート製のため、ろ水器を通しても酸性度が高くて飲むことができないというような話も伺ったことがございます。どちらの話が正しいのかというのが、正直分かりません。

飲用可能な防火水槽、これは防火水槽の内部を特殊コーティングした上で水道水を満たすことで、飲用を可能にするというような対応を取るというのが調べてみると出てくるんですけれども、町内の防火水槽はどのような状況なのか、町内の防火水槽が飲用可能な設備になっているのか。

また、防火水槽の多目的利用についてということでお伺いしたいんですけれども、火災時の消火用水に加えて、災害時などには先ほど言ったように生活用水や衛生用水としての活用が期待されます。飲用可能な水だったとして、ろ水器の運用方法ですとか、生活用水としての利用方法など、こういったものが地域住民への周知がされていないと実際は利用できないというようなことになろうかと思いますが、地域の住民への周知というのはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　飲用可能な防火水槽及び防火水槽の多目的活用については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　防災課長。

○防災課長（友田佳伸君）　飲用可能な防火水槽及び防火水槽の多目的活用について、答弁させていただきます。

既存の防火水槽の大部分は水道管から給水をしておりますが、一部には自然水利を貯水しているため、全ての防火水槽が飲用可能ではございません。被災後、防火水槽を使用する場合、飲用のみに使用するのではなく、飲用以外の生活用水を求められた場合にも使用できるよう備えております。

また、飲用として使用することも想定し、20基の浄水器を備え、毎年、薬剤交換も含めた点検を実施しているほか、飲料水の確保としまして、約5,200本の500ミリペットボトルを町内に分散して備蓄しております。

今後の防火水槽の整備におきましては、水道管から給水し、耐震性の施設の整備を基本に考えております。

飲用可能としての周知や浄水器の使用方法などにつきましては、防災士会などの関係団体にもご協力をお願いしまして、防災訓練などを通じて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。

基本的には、飲用をする場合にはペットボトルが災害時のメインの対応ということで、町内に5,200本、今備蓄がされているという話でした。浄水器が20基あって、町内全ての防火水槽が飲めるわけではないけれども、生活用水等々として利用することはできるというような回答だったかなというふうに思います。

地域への周知に関しては、防災士会等の協力をもらいながら、今後訓練でアナウンスをしていきたいということで、知らないとせっかく用意してあっても使えないというような状況になりますので、以前、災害時の備蓄トイレの質問をしたときにもお話をさせてもらいましたけれども、幾ら準備がされていても、資機材があっても、住民が知らないと使い方が分からなくて、早々にその計画が破綻をしてしまうというようなことがありますので、ぜひ周知徹底をお願いできたらなというふうに思います。

一部上水を使っていない防火水槽があるというようなことで、それに関してはそもそも飲用するとかしない以前の問題になろうかなというふうに思いますけれども、その防火水槽がどういう防火水槽なのかというのは、多分地域の人たちも消防団も、場合によっては町もなかなか把握し切れないようなことがあるのかなというふうに思うんですけれども、時間をかけていただいてでも構いませんので、飲める可能性がある防火水槽と、はなから飲めない可能性の高い防火水槽というようなところを含めて、全て町内七十何か所調べろという話ではないですけれども、準備をして情報を提供できるようにしていただくとなおいいのかなというふうに思いますので、検討を願いたいと思います。

町長にお伺いしたいんですけれども、防火水槽は単なる消防設備というわけではなくて、地域の安全と生活を支える重要なインフラだというふうに感じております。特に自然水利がない地域においては、その重要性というものは一層高いものであると感じております。消火体制の基盤強化という側面と同時に、災害時の生活基盤の確保という２つの観点から、計画的かつ実効性のある整備を進める必要があろうかと思います。

近年の地区要望の中で、町内23地区において、防火水槽の整備に係る要望というのが全体で何件ぐらい上がっているのか、またその対応についてどのようなスケジュール感を持って対応をしているのか、お伺いできればと思います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　地区要望による防火水槽の増設について、答弁をさせていただきます。

昨年度は２件の水利確保の要望がありました。設置について、協議調整中でございます。

防火水槽の設置要望への対応でございますが、用地確保を前提とした地区要望によりまして、付近の自然水利、既存の防火水槽や消火栓、給水するための水道管埋設状況、また設置に関する様々の法規制などを考慮し、対応しております。

こうしたことから設置に至らない、あるいは設置まである程度の時間を要することにもなりますが、地区の皆様におかれましてはご理解、ご協力をいただきたく、考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。

町内から２件要望が上がっていて、現在調整中ということでございました。

確かに防火水槽なんかは１回植えちゃうと動かすこともできないので、土地の選定だったり、土地がよくても水が来ていなかったりということでなかなか大変な対応が強いられるの

かなというふうに思うんですけれども、有事のときの備えということで考えれば、事が起きていない平時の今にしかできないのかなというふうに思います。ある程度その辺の準備が整ってしまえば、本当に有事が起きたときに町の職員の方はそこの部分は対応をする必要がなくなりますので、ぜひできる間にできる対応を備えていただきたいなというふうに思います。

町長も議員時代に一緒に能登半島に視察に行って、避難所でのお話を生で伺っているので、ご承知だというふうに認識しておりますけれども、避難所で飲み水の確保というのができても、生活用水の確保ができないのがすごいつらいと。避難所で被災してから１週間も２週間も１か月もずっと同じ服、同じ下着という状態でずっと過ごすというのは、想像以上につらいんですという話を伺いましたよね。なので、飲み水じゃなかったとしても、生活用水として使える水になるのであれば、防火水槽というのは確実にそこにある水なので、ぜひ有事に備えて、対応をスピーディーに進めていただけるとありがたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１８分

再開　午後　１時００分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◇　渡　邊　昌　昭　君

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

５番、渡邊昌昭議員。

〔５番　渡邊昌昭君登壇〕

○５番（渡邊昌昭君）　５番、渡邊昌昭です。

令和８年第２回定例会開催に当たり一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、１点目、河津町教育大綱について。

２件目、１次産業の活性化協力と６次産業に向けた支援についての２件です。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁をお願いいたします。

それでは、１件目、河津町教育大綱についてです。

昨年度制定された静岡県教育大綱、これですね、基本理念は、「未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現」とされ、本年度、令和８年度から新たな河津町教育大綱が制定されました。

これまでの５年間の大綱の基本理念は、「郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり」でしたが、今年度からは、昨年の定例会での私の質問に、前教育長が「郷土を愛し、心豊かな心身を育みながら、よりよい未来を創造していく人づくりとしたい」という旨の答弁をいただきまして、今度の大綱の基本理念はそのとおりとなっております。未来に向けた人づくりに一歩進んでいるのかなと、このように考えております。

この河津町の教育大綱、ここにあるんですけれども、基本目標は「幼児・学校教育の充実、２、生涯学習・社会教育の充実、３、生涯スポーツの振興、４、青少年の健全育成、５、地域文化の継承と創造」とされ、これまでの目標とは変わらず、河津町第５次総合計画の第３章に沿ったものとなっております。今回の教育大綱については、基本施策の部分がこれまでの大綱と異なり、一歩踏み込んだ形で詳細に述べられているところであります。

この「郷土を愛する教育」のところを聞きたいんですけれども、前回の大綱には、その基本理念に「郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり」とされ、今回の基本理念にも「郷土を愛し、心豊かな心身を育みながら、よりよい未来を創造していく人づくり」とされております。基本施策の「幼児・学校教育の充実」の中に「郷土を愛する気持ちを育む」とし、１つは、郷土、河津の良さを実感し、地域への帰属意識、感謝の気持ちを育む教育の推進、郷土に根差した特色ある教育の充実・実践、町の一員・代表として参加する体験活動の充実、ボランティア活動の充実、２として、地域ぐるみで取り組む教育の推進、家庭・地域における教育機能の強化、スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進、魅力的な文化活動の創造とされ、郷土を愛する気持ちを育む必要性を訴えております。

私自身も郷土を愛する気持ち、これを育むことというのは、まず必要だなと考えております。中学、高校を卒業すると、多くの若者は河津を離れ都会に出ていき、都会で職を求め定住してしまい、河津に戻ってくる若者が少なくなっております。ふるさとを愛する気持ちが大きければ、卒業後に河津に帰ってきたい、このように思うでしょうし、就職しても事ある

ごとに帰省し、２拠点居住、これも可能ではないでしょうか。

教育長も新聞のインタビューに郷土を愛する必要性を語っていらっしゃいますけれども、町長、教育長は、この郷土愛に関する教育についてどのように感じているのか。雑駁な質問になってしまうんですけれども、それぞれの郷土を愛する気持ち、これからのそれらを育む教育の必要性と郷土愛に対する思いを、町長、教育長に答弁願いたいと思います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　渡邊昌昭議員の郷土を愛する気持ちを育む教育に対する思いについて、まずは私の考えを述べさせていただきたいと思います。

少し前ですが、令和元年12月に開催されました第23回賀茂地域広域連携会議の中で、賀茂地区の中学３年生を対象に実施したアンケート調査の結果が出されました。この調査は平成28年度にも同様の調査を行っており、令和元年度と比較をしたものを表しております。

その中で、この地域に15年後あなたは住んでいたいですかという問いに対し、賀茂地区１市５町の中で唯一河津町の生徒だけが、住んでいたい割合が増えておりました。それを聞いたとき、非常に私は嬉しく思い、河津中学校での総合学習の一環として、観光客への写真撮影の協力やごみ拾い、河津川での合唱等、ボランティア活動を行っており、河津中学校の伝統として育まれた郷土愛を感じておりました。その際にも、やはり郷土愛、郷土を愛する気持ちを育むことは、特にこの多感な成長過程において大切なことと、さらに認識をさせていただきました。

第５次総合計画の中に、当時の５年生が考えるふるさと河津町の10年後の未来像の中で、一番多く答えがあったのが河津桜関連であり、河津桜は子供たちの、また、町民の誇りであり、町民が共通の認識を持てる河津桜こそが河津町民の心の基軸であると私は感じております。それらを子供の頃から醸成させるのは郷土愛であり、それらを育む教育だと思います。

また、総合計画の第３章、郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり、幼児・学校教育の充実の中の目指す姿では、子供たちが家庭や地域に見守られながら健全に育っています。子供は地域の宝として、山、川、海の自然を地域資源と捉え、それらを活用しながら子供たちが河津の魅力として育むことが必要と私は考えております。

次に、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（渡邉　弘君）　教育長。

○教育長（竹内　定君）　よろしくお願いします。

教育に対する考えというのは、町長と目指す方向が同じであると思っておりますので、重

複する部分もあると思いますが、私の思いを述べさせていただきます。

河津町では、さくら幼稚園、河津小学校、河津中学校と、それぞれで地域の歴史、文化、自然、産業を学んで、人と触れ合う様々な行事、活動を行っています。この幼小中の12年間、様々な機会を通して継続して地域と関わることで、子供たちはふるさとのよさを感じ、ふるさとを大事に思う気持ち、誇りに思う気持ちが育まれているのだと思います。自分は、教員として長く河津町で勤務させていただきました。そのことを強く感じています。

この故郷への愛着、ふるさとを誇りに思う気持ちといったものは、人が生きていく上での基盤となるものの一つではないかと思っています。これからの激変する社会の中で、主体的に未来を創造し生き抜いていかなければならない子供たちの心の支えになるものであると考えています。

ただ、少子高齢化により、地域の伝統行事や文化継承の担い手の減少、地域のにぎわいの減少、集団遊びや異年齢交流といった子供同士の多様な経験の減少といった課題も多くありますが、様々な方法を工夫することにより、誇りと愛着を持つ人間を育てていきたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員。

○５番（渡邊昌昭君）　ありがとうございます。

町長は、河津町の町民に対して、河津桜が町民の心の基軸であると、子供は町の、地域の宝である。教育長は、ふるさとを思う気持ちがこの心の支えであるということで、非常に心を、地域を愛してくれるということが大事だなと感じてくださっていること、同じ方向を向いて子供たちを育ててくれていること、非常にうれしく思います。

これからもその線を崩さずに、子供たちに、ふるさとというのはどんなに大事なんだよということで、忘れずに教育していっていただきたいと思うところで、郷土愛を育む具体的な教育というのは、じゃ何かなということをちょっと伺いたいと思います。

昨年の私の質問に対して、郷土に対する教育、郷土を愛する教育は重要で大切なものと考え、多くの町民に関わってもらい、河津だからできる、河津ならではの学習を進めていくことで、小学校３年生から行う総合的な学習で、学年ごとに探究課題を設定し継続的に探究活動を行い、５年生の河津が誇る産業、６年生の河津の未来を考えようという、系統的に学んでいるという答弁をいただきました。

また、イベント的なアユの放流、それから、ジオ学習、芋の芽差し、梅取り、理科実験グ

ループによる理科の授業、龍谷大学教授の社会科授業、音楽鑑賞、青山学院大学及び服部栄養専門学校への訪問、白馬村の小学生との交流なども答弁されております。そして、現在行われているものをよりよいものにするとともに、新たに取り組めることなども模索しながら何をどのように盛り込むか、学校と連携しながら検討していきたいという教育長の答弁で締められましたが、この新たな学校と連携しながら検討していきたいということで、具体的なこと、郷土愛を育むために具体的な教育とはどのようなことを考えているのか、教育長の立場から答弁をお願いいたします。

○議長（渡邉　弘君）　教育長。

○教育長（竹内　定君）　それでは、私から、郷土愛を育む具体的教育について説明をさせていただきます。

郷土愛を育む教育の充実は、園児、児童、生徒が地域の歴史や自然、文化などに対して理解を深めたり、地域の人と関わったりすることを通じて子供たちの豊かな人間性を育み、将来の地域を支える人材の育成へとつながるもので、大変重要であると認識しております。

渡邊議員のおっしゃるとおり、郷土河津のよさを実感し、地域への帰属意識、感謝の気持ちを育む教育の推進ということで、幼稚園では、噴湯公園に行ったりシニアクラブと昔の遊びを楽しんだり、また、小学校、中学校では、総合的な学習や社会の時間、あるいは理科の時間で地域の自然や歴史、伝統文化、産業を学んでいるほか、行事として今井浜への遠足、河津川でのアユの放流や梅取りなどを行っています。

教育委員会としては、学校教育だけでなく社会教育においても地域の方、団体と連携しながら、例えばですが、ふるさと緑の少年団であるとか、にこにこファミリークラブというようなものがあるんですけれども、多様な行事、活動を通して郷土への理解と関心を深める取組をしています。

今年度関連する新たな取組はありませんが、今後とも児童生徒の学びの質の向上を図り、河津町の子供たちが郷土への誇りと愛着が持てるよう、河津町教育大綱にのっとって河津らしい教育の推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員。

○５番（渡邊昌昭君）　今答弁いただきましたけれども、河津ならではの教育ということで、幼稚園、小学校、中学校、これが一つになって一直線に並んだということで、系統的に教育ができるということですので、これらが、学校は少なくなってしまったんですけれども、利

点と捉えて系統的に河津町のよさ、これを12年間かけてゆっくりと醸成させていただければいいのかなと思います。

若い人が少なくなって、地域に密着した行事ができなくなる、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、これが、地域の行事がもう完全にできなくなってしまうということがなくなる前に、郷土愛を育んでいただいて地域ぐるみで関わっていくこと、これが必要かと思います。小学生、中学生、学校教育の中でだけでなく社会教育の中ででも、この郷土愛に対する必要性というものを町民の皆さんに認識していただいて、町ぐるみ、地域ぐるみで、ぜひこれらの郷土に対する思い、これを育んでいっていただきたいと思います。小学校、中学校、見ていると、カリキュラムが多い中で時間を割くことが非常に難しいというのが昨今ですけれども、学校教育の中でそのカリキュラムを組むの大変かもしれませんけれども、うまく時間を使っていただいて、これらをうまく育てていっていただければいいのかなと思います。ぜひその辺はよろしくお願いいたします。

ということで、子供たちが帰ってきてくれるような町をつくりたいということで、次の質問に移りたいと思います。

前回の町長の所信の表明の中に６つの重点施策、これの３番目の中に１次産業の活性化協力と６次産業に向けた支援について、これをおっしゃっておりましたけれども、これについて質問したいと思います。令和７年第４回の定例会で町長は、河津町にはカーネーション、ワサビ、かんきつなど農産物、特産物の農業、海の漁業や海業、山もあり川もある、これら１次産業の魅力やブランディングの向上を進めます。また、稼ぐための戦略として、例えばキャニオニングのように河津の自然の魅力を最大限活用したアクティビリティーを通してブランド力を強化することや、特産物や河津の自然などに新たな価値を生み出す６次産業化の支援をしていくとの内容でした。

同僚議員の質問の中で１次産業の魅力、ブランディングの向上を進めるということでしたが、農産物、海産物、それぞれどのように進めるのか。アクティビリティーを通してブランド力を強化し、特産物や新たな価値を生み出す６次産業の支援とのことでしたが、町が独自で補助金を出すのかとの質問内容でした。答弁は、まずは国や県の補助金を活用できないか模索していくとの答弁でありました。１次産業に関わる私としては、このあたり、どのような方策で支援をしていくのかという町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

まず、１次産業の魅力、ブランディングの向上とは、どのような方法や考えをお持ちでしょうか。これまである産物や新たな観点、新たな観点といいますと、例えば農産物で言えば

調理法や新たな食べ方、展示方法ですね、それらの方向から魅力を発信していくのか。それとも、新たな産物、農産物とかそういうものを発見してつくっていくのかというのを、どんなものを考えているのかなというのが、ちょっと今までのお答えの中でなかったものですから聞いてみたいと思っております。

また、ブランド力の向上、強化向上とは、一つの産物を売り込んでいくのか、一生懸命売っていくのか。それとも河津町の全体の特産物を、これ、まとめて河津ブランドとして売り込んでくのか。町長の考える１次産業の魅力、ブランディングの向上とはということについて答弁を願いたいと思います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　１次産業の魅力、ブランディング向上とはについて答弁を申し上げます。

で、今ほど渡邊議員がおっしゃっておりましたけど、令和７年第４回の定例会の渡邊昌昭議員の河津ブランドの発信についてと同じような内容で上村議員の６次産業化の支援とブランディングの答弁をさせていただいているように、ブランディングへの支援と直接なるような施策を取り組んで、今、向かっているところです。ちょっとうまい表現ができませんけど、応援していきたいというのは私の希望的観測があります。基本的には、ブランド化については、行政が生産や製造を行うわけではありませんので、町が直にブランディングをするわけではありません。これらを前提に、ブランディングへの支援や１次産業への支援体制を取っているわけです。農業経営振興会や漁業経営振興会などへも支援は継続して行っておりますし、林業の補助についても実施をしているところでございます。

しかしながら、第１次産業への就業者は減っており、生産量も減っております。これは、産業構造からしても、１次産業にとどまりません。渡邊議員がおっしゃるように、河津町として、今ブランド化をされているのは、世界農業遺産であるワサビが代表的かと思います。だからこそ、ワサビの引き抜き体験などが観光コンテンツとなったりしております。私は、これらも６次産業化だと思っております。

新たな河津としてのブランドの発信ということですが、農産物としてはご存じのとおり、地域活性化起業人を２名、今年から１名増やさせてもらって、国の制度を活用してアボカドの生産への支援を行っているところです。そういったものがしっかりと生産流通に乗るのであれば、河津産の国産アボカドとしても発信できるのではと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員。

○５番（渡邊昌昭君）　今、新たにこれというものが特にはないんだけれども、その方向に、支援する方向に向かっていくと。

それで、ブランド化というのは、これは町がつくるものではない、やっぱり生産者の皆さんがつくっていくものを支援していくんだというお考えだということで、新たに地域活性化の起業人を取り入れてやっていくんだということでしたけれども、本当に今農業も大変なところへきていると思うんですよ。ここで、河津で言うハウスの事業なんかでも、今この時代で重油がすごく値段が上がってしまって、10年前と比べればもう倍以上ということで、もう本当にハウスの仕事ができなくなるんじゃないかな、このような危機を感じているところではありますけれども、これらの河津町といえばよく、この前母の日がありましたけれども、カーネーションは河津町と東伊豆のほうが、この辺が一番県の中でもトップクラスの産地だよということであれば、それらが、農家の方は非常に苦労しているところもありますので、それらに対するご支援という方向も考えていただければいいのかなと思います。

そんな中で特産品、新たな価値を生み出す６次産業への支援、これについてお伺いしたいと思います。

新たな価値を生み出す６次産業について、国、県の補助金、補助事業を活用しながら支援に当たるということですけれども、具体的にはどのような形を目指していくのでしょうか。１次産業というのは、農業、漁業のつくる部分ですよね。そして、２次産業の加工業というか工場的につくるもの。そして３次産業のサービス業等、これ全部合わせて６次産業になるんですけれども、１から３まで全部そろえてやると６次産業になって、これがブランドとして特産物となり得るのかなってすごく考えるわけですけれども、以前にも私、質問したことあるんですけれども、保健所へなんかの許可申請が、届出が必要になり複雑になってきているということを考えていくと、先ほど来言っているように農業も高齢化進んでおりますし、ここで新たに設備を設けてということでちゅうちょする生産者の方もいると聞いております。それらの支援というのはなかなか個人的にはできないのかなとは思いますけれども、伝統ある加工品、加工技術が衰退していくということも考えなければいけないと思います。

金銭的な支援ばかりではなくて技術の継承といった支援も必要かと考えられますが、それらについて町長はどのようにお考えでしょうか。町長の考える６次産業に対する支援、高齢化に対する支援、技術の継承に対する支援、これらについてお考えをお聞かせください。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　渡邊昌昭議員の質問に対して答弁を申し上げます。

先ほども一応前提として答弁させてもらいましたけど、町や行政が６次産業化するということではちょっと考えていないんです。

私の考える６次産業化は、河津の特産品でもある、その、先ほど昌昭議員がおっしゃっていただいたようにカーネーションやワサビ、かんきつ等をはじめとする特産品、地域資源として生かしていかなければならないと私は感じており、先ほど申し上げたとおり、これまで町が行っているワサビの収穫体験をはじめとして、その、何ていうんですかね、観光につなげる体験、ツアーみたいな部分ですよね、そういったものも、実際私も東京へセールスで行った際に立ち寄った旅行会社でも、河津には以前カーネーション狩り園ってありましたよねと言われました。実際、カーネーションが最盛の時期には、そういったカーネーション狩り園があって、本当に観光客を、私も輸送をさせてもらったりもしていました。そういった、何ていうんですかね、ワサビの収穫体験もそうなんですけど、体験を通じた中で、この河津の魅力の発信、そういったものができるのではないかと感じております。

そういうことの中で、さっき言ったようにたまたま行った旅行会社さんがクラブツーリズムさんという旅行会社だったんですけど、それ以外にも名鉄観光さんとかＪＴＢさんからも、やはりこの半年間でいろいろ旅行会社回りもさせてもらっているんですよ、実際のところ。そういう中で、体験型の商品造成の観光コンテンツは魅力的ですというお話を実際いただいております。私としましても、まず第１次産業の体験事業の構築に努め、６次産業化の取組を行っていきたいと思っていますし、今後も様々な取組への支援もしていきたいと思っております。

で、先ほど昌昭議員がおっしゃっていたのは食品衛生法になるんですかね。例えば漬物であれば、その施設が必要だよ、そういう施設の技術提供の継承する上での環境を整えてくれということだとは思うんですけど、そういった部分も今後、その１次産業、６次化に進めていく上で必要なことであるならば、今後検討をしていくことも必要なのかな。ちょっと今すぐにそれをできるとかということは、私は申し上げられませんけど、そういったことも今後考えていく必要もあるのかなというのは、昌昭議員の質問で感じました。

私のほうからは以上です。

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員。

○５番（渡邊昌昭君）　体験を通じてのツアーというのを企画していくというのもおっしゃってくださって、非常にいいのかなとは思うんですけれども、私もワサビを作っている人間と

してみれば、町長も私の沢へ行ったことあると思うんですけれども、すごい山の中を延々と行って、道が細い中を行って、それが実際にツアーになるのかなっていうのがすごく難しいのかな。

だから、この辺については、生産者１人とかグループの中ではなかなか考えもつかないこともあると思いますので、それらについては町のほうでとか観光協会とかそういう組織がぜひ協力していただいて、うまくまとまっていってくれればいいのかなと思います。なかなか現実には難しいのかなと、今思っているところもあるんですけれども、それらについてよろしくお願いします。

また、本当に最近、ここ数年の間に、天城甘茶とか新しい飲み物も皆さんが作ってくださっています。これらに対して、これらがうまく、作り方だとかそういうことがある程度皆さんご承知おき、伝統を継承していただくような形が、うまく育んでいっていただけるような環境、これをつくっていただければいいのかなと思います。

１次産業、段々これから厳しくなってきておりますけれども、町のほうでのいろんな面での、お金だけでなくそういう環境だとかそういうことの面の支援、これをきっちりお願いしていただきたいと考えております。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（渡邉　弘君）　町長が、今の質問に対して一応お答えをできる部分がございますので回答したいと思いますが、よろしゅうございますか。

○５番（渡邊昌昭君）　はい、お願いします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　本当に昌昭議員がおっしゃってくれたように、僕もいろいろ調べて、やっぱりワサビの引き抜き体験も、山向こうでは２万2,000円とかになっているんですよ、その説明をしたりいろいろな形の中で。

そういったことも、やっぱりこれから１次産業の方々が見えない部分というのは、そういったことだと思うんですよ。やっぱりそれだけの高付加価値を、海外の方にしてもそうですし、それだけお金を払っても体験したいという思いがある部分だと思うんです。そういったことを、観光協会を含めていろんな、やっぱり町が一つになってその産業を守るというのも一つだと思いますので、そういったことも含めてみんなで協力していきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いします。

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員。

○５番（渡邊昌昭君）　熱い思いで農業をバックアップしてくれるということで、非常にうれしく感じておりますし、これからも若い人たちが帰ってきても農業を続けていける、このような町にしていただけるよう、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

13時45分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時３６分

再開　午後　１時４５分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◇　桑　原　　猛　君

○議長（渡邉　弘君）　４番、桑原猛議員の一般質問を許します。

４番、桑原猛議員。

〔４番　桑原　猛君登壇〕

○４番（桑原　猛君）　４番、桑原猛です。

令和８年第２回河津町定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答方式で質問いたします。

今回の私の質問は、１、人口流出に対する危機感と実効性のある転出抑制策について、２、「稼ぐ自治体」の体制構築と、未来を見据えた観光ビジョンの策定について、２件です。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず、１問目の人口流出に対する危機感と実効性ある転出抑制策についてを質問します。

先日、伊豆新聞での人口動態報道は非常に危機感を感じる内容でした。総務省が行った2025年の住民基本台帳人口移動報告の公表に伴った記事でございました。記事として、伊豆地区市町の転出入が一覧表にまとめられているものです。

河津町は転入が164名、うち外国籍の方14名、転出が66名超過の230名でした。自然動態で

の人口減少が大きいとは思われますが、その他の理由で河津から離れる方があるのだと感じます。

町民生活課では、転出入のデータとして年齢と男女別は管理されているということでありますが、もう少し踏み込んでライフステージ別の分析などはできないでしょうか。例えば、10代後半から20代であれば、進学、就職先が県域外に集中していないか。30代から40代の例えば子育て世代であれば、住居費、教育環境、共働きを支えるインフラへの不満はないか。また、職の問題か、それとも住環境の問題かなど、転出される方の動向を把握することは大事ではないでしょうか。少しのアンケートを実施するだけで、そこには町をこれから活性化させるためのヒントが隠されていると思います。

そこで質問ですが、人口動態の報道を受け、現状を町長はどう認識しているのでしょうか。また、転出理由を把握し、新しい施策に反映できないかお伺いいたします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　桑原議員の人口動態の報道を受け、現状の認識について答弁を申し上げたいと思います。

私も新聞を見たんですけど、４月30日の伊豆新聞の記事だったと思うんですけど、見出しが「函南11年ぶりの転入超過」で、私も目を引きました。私もこの記事を見て、すぐに河津町のほうに目をやりました。河津町においては、2024年がマイナス21人だったのに対し、2025年はマイナス66人と、前年の３倍を超える数字になっておりました。桑原議員と同様に、私自身もちょっと驚きの数字だなと感じました。ちなみに、転入超過数とは、転入した人数から転出した人数を差し引いた数を言うことだそうです。

あわせて、私がいつも気にしているのが、第５次総合計画の中で、計画の重点指標とされている目標年度の令和12年度定住人口の総人口ですね、これが6,000人になっているんですけど、これが早まるのではないかと心配をしております。

広報かわづを見ていただければ分かると思いますが、４月１日現在の人口で6,163人と、もう6,000人がすぐ目の前にきております。桑原議員がおっしゃるとおり、年代別のニーズ調査を行うことは人口流出において必要なことと感じておりますので、今後担当課とも検討し、実態把握をしていきたいと思っております。

転出理由を把握し、新しい施策に反映できないかということですが、この記事にもあったんですけど、函南町が転入超過した要因の一つとして、市街地を中心に老朽化したアパートの建替えが進み、新たな住宅供給が増えたことと、また、熱海、三島への交通の利便性、大

型スーパーが複数あり買物環境が整っている点も生活のしやすさなのかなという記事がありました。

河津と比較してみますと、立地条件や交通の利便性は、もう、これ、どうにもならない点ではありますが、笹原地区の区画整理地のように新築住宅が新たに建ってきているところもありますので、今後、施策に反映できることがあれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　４番、桑原猛議員。

○４番（桑原　猛君）　私も函南町の実情を、新聞報道によって内容を把握したんですけど、やはり河津とあまりにも条件がかけ離れている。

そうしたらどこかという、思ったところなんですけど、今町長がおっしゃってくださいました笹原地区の辺りで、今、家が大分、新築が建っているということで、やはり利便性が、この近辺ではなかなかいいというところで、少しは家は建っていると思うんですけど、やはりそこはちょっと家が建てられる人が建っているというところだと思うんです。ですので、収入のやはりいろいろな格差もありますので、そういうところをもし町のほうで、例えば町営住宅など、そういうところ、そういった、あと、先ほど住環境と私も言いましたけど、まだ所帯を持つ前の方、お一人様世代にもう少し希望を持てるような、結婚しても十分暮らしていけるんだよという、そういうところを補助できるような、お金云々じゃないと思うんです。だから、例えば減免処置的な、そういうところは何かできるのかなというところ。で、あと、職ですね。職は大分皆さん、地域の方々も頑張って一生懸命求人のほうもやっていますけど、そこが、そこをもう少し河津に、以前も言いましたけど、東京近辺から来た場合の補助金はあるんですけど、その他中京圏とか関西のほうからもし来た場合、そういうときにも、東京並みとは言わないですけど、なるべくそういう施策も打ってもらえると、河津なりのものができると思いますが、ちょっと通告にはないですけど、そこの何か答弁はございませんか。

○議長（渡邉　弘君）　通告にないけど、町長、大丈夫ですか。

○町長（大川良樹君）　私なりに。

桑原議員の気持ちは分かります、おっしゃっていることも。地域内格差ではないですけど、建てられない、その新築を建てられない人にも、何かこういった移住定住の施策を考えろというご指摘だと思います。そこら辺も含めて今後やはり、先ほど桑原議員がおっしゃった、その東京23区で働いている人であり住んでいる人がこちらのほうに移住してくると補助金が

国のほうから出るけど、そういったものを考えてくれないか、それ以外のところで働いているところの部分で、減免なり補助を考えたらどうかというご指摘だと思います。

やはりそこの部分というのは、東京一極集中に対する国の施策で、やっぱり紐づけがされている部分であると思います。

で、今やっぱりうちのほうもそういった形で、やはり財源が本当に厳しい中で、どういった取捨選択をしながら、そういう移住定住に対しても施策を打っていくのかというのは、やっぱり勉強を今、担当課ともしている最中ですので、またこの後、ほかの議員さんが奨学金制度の問題なんかで同じような内容をされています。またそちらでも答弁させていただくようにしますので、そんな答弁でよろしいでしょうか。これから検討していきたいと思います。

○議長（渡邉　弘君）　４番、桑原猛議員。

○４番（桑原　猛君）　すみません、通告はないんですが、ちょっと関連しているかなと自分で思い込んでしまって、失礼しました。

２地域居住なんかも今後推奨されると思いますので、そういうのも絡めていただいて移住施策、定住施策に進んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、次の質問に移らせていただきます。

「稼ぐ自治体」の体制構築と、未来を見据えた観光ビジョンの策定についてをお伺いします。

町長就任の頃、当初から、稼ぐ自治体を目指すんだということで、先ほどの質問と同様になりますけど、人口減少と少子高齢化という避けては通れない波の中なんですが、特に深刻なのは、若年層がやはり流出する、先ほど、それが顕著に出るのかなと思ってアンケートもお願いしたいということもあったんですけど、それで、この河津町、これまでの行政運営、どちらかといえば限られた予算をいかに効率的に分配するかという、いわば守りの姿勢が中心であったと思われます。

しかし、町長が掲げられた稼ぐ自治体という言葉は、自らが富を生み、その果実を町民の福祉や教育、インフラ整備に還元していくという攻めの姿勢への転換を意味していると理解します。

町長は、就任から今日までの半年間を振り返り、現在の河津町の経済構造をどのように評価されているのでしょうか。また、公約に掲げた町長直轄の体制によって、これまでの縦割りの行政の弊害はどう打破し、具体的にどのような稼ぐ仕組みを構築しようとしているのか、「稼ぐ自治体」実現への具体的方針についてお伺いいたします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　それでは、就任から半年間を振り返り、現在の河津町の経済構造をどのように評価されているのかについて答弁いたします。

就任から半年間、ほぼ時間に追われ、あっという間に過ぎたように感じております。そういう中で、私は現場を歩き、また、多くの行政機関や企業の方々と対話を重ねている中で、本町が持つ可能性の大きさを改めて実感させていただきました。

自分が率先してやるべきことはできたのかなと、自分では思っております。

まず、行政報告でも述べましたが、４月18日に実施されましたクラブツーリズムのハイグレード特急列車「なごみ」での団体臨時列車ツアーの実施です。これにつきましては、なごみが来た際のおもてなしでは、駅北口の大きな窓ガラスにポップなイラストを描き、商工会女性部はキンメダイの、先ほども申し上げましたけど、みそ汁の振る舞いをしていただきました。ＧＯ　ＫＡＷＡＺＵによるチアや田中区の鳥酒精進太鼓によるお迎えにより、なごみ乗車の方々を温かく迎え入れることができました。

また、ｉＺｏｏの白輪社長とともにインドネシア共和国の国獣であるコモドドラゴンを、静岡県知事に掛け合い、誘致に協力することもできました。

これらが実現できたのは、商工会、観光協会等の各種団体のご協力のおかげと感謝をしております。

一方で、河津町の経済構造が、河津桜まつりのように特定の時期や資源に依存しているという課題に対しても、より具体的な危機感を持って捉えております。

稼ぐ自治体の具体的方針とはとのことですが、この１年は、以前から申し上げているとおり、スモールスタートの年として、経費として削れるものは削り、事業の必要性の判断を行い、予算編成を進めております。自主財源も多くなく、有利な起債や事業に対しての国、県の補助金なども探しながら、今後の町全体の事業を見た中で進めていくのですが、財源確保のためには、ふるさと納税の増収や新たな目的税の検討はしていく必要があると考えております。

また、あわせて、私が申し上げている稼ぐ自治体とは、単に目先の数字や結果だけにとらわれて、拙速に何かを断言するようなものではありません。まずは行政組織そのものが企業との渉外や交渉を対等に行い、ビジネスライクに効率よく仕事を進められるような人材の育成と体質改善を図ることが先決であると考えております。組織として基礎体力をしっかりと高めた上で外部との連携を進める、そうしたプロセスを重ねることで、結果として町にとっ

て得るべき正当な対価や果実が自然と返ってくる、それこそが私の目指す稼ぐ自治体の本来の姿であります。持続可能な自治体運営につながっていくものと考えております。

まずは、役場を挙げてこうした意識と、私自身がそうだったように、営業的な交渉力や見識の感覚を持った人材づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　４番、桑原猛議員。

○４番（桑原　猛君）　今、町長に答弁いただきました。

小さな財源を生かして、効率よく基礎体力をつけた町にして、それで行政を進めていくという言葉でありました。そこに、やはり一本筋を通った何か観光ビジョンというものをちょっと考えてもらいたいなと思うんです。これって、稼ぐ自治体とやっぱり切っても切り離せない、観光立町、観光施策が大事と考えます。

このたび、先ほど町長おっしゃいましたけど、ｉＺｏｏさんのほうに世界最大級のオオトカゲ、コモドドラゴンがやってくるということで、明るいニュースが飛び込んできています。この絶好のタイミングで、やはり町で一本筋が通った、町が５年後、10年後、どのように観光を目指すのか、やはりここの明確な観光ビジョンがほしいです。そこをやはり包括的に、町の観光の羅針盤となるべき包括的な計画が存在しないと言わざる得ない状況でありますので、今までの計画というのは、見直されてないものは計画としての意味や目的が失われているものもあるかと思います。河津桜、貴重な温泉、そして新たに加わるコモドドラゴン、これら魅力的な点を一つの物語として結びつけ、年間を通じて観光客が訪れ、町内で消費を楽しむ線や面の戦略が必要と考えます。

そこで質問ですが、先ほど町長もおっしゃいましたコモドドラゴンという起爆剤を機に、場当たり的なイベントやメディア頼りの旧態化した観光から脱却して、データやコンテンツ造成の積み重ね等に基づいた、将来に向けた戦略的な観光ビジョンを策定すべきと思いますが、町長、ご意見お伺いします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　観光ビジョン策定の必要性について答弁申し上げたいと思います。

体感型動物園ｉＺｏｏへのコモドドラゴンの来園は、河津町に国内外の注目を集める大きなチャンスであると考えております。施設を中心に町内各種団体が協力、連携をし、町全体の利益に波及させていく視点は、極めて重要でございます。

先月も名古屋へ、中部運輸局観光部長にご挨拶に、私、担当課と伺いました。その目的と

しては、４月に観光部長さんが替わられたことと、今後の観光庁の補助金についての方向性について懇談をしてきました。その際にも観光部長さんのほうから言われたんですけど、これからは一過性ではなく観光計画をしっかり立てて、それに従い進めていく自治体や団体に対して補助金を与えるということでした。今後の河津町にも観光計画、観光ビジョンは不可欠であることから、担当課にも指示をさせていただきました。

また、その上で、先日の観光協会総会でも、観光ビジョン策定について私からお話をさせていただきました。

今申したように、今後の河津町にとって、これからの観光の方針となるべき包括的な観光ビジョンは不可欠であり、せっかくの新しいコンテンツも生かし切れません。そのため、河津町において新たな観光ビジョンは、まさに最優先の課題であると認識しております。

また、今後の観光を安定かつ継続的に進めていくためには、財政的な裏づけも必要となり、将来的には観光への目的税といった形での自主財源の確保や資金調達の仕組みについても検討していきたいと考えております。

そのためにも、大前提となる明確なビジョンの策定は避けて通れないものです。データやコンテンツの積み重ねに基づいたこれからの河津にふさわしい観光の方針をしっかりと策定し、町内外に示していきたいと感じております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　４番、桑原猛議員。

○４番（桑原　猛君）　観光ビジョン策定するように動いているということですね。

本当にこれ、観光ビジョンないと、やっぱり一本柱通して、こういうふうに河津町は進んでくんだという道筋をつけていただきたいと思います。

そこで、続いて、ビジョンを実現するための、この体制づくり、今考えてくださると言っているので、それじゃ、よりよい、これ提案という形になると思うんですけど、要望だったんですけどね、本当は。でも、これがやはり、このビジョン、計画を、立派なものを策定したとしても、これを動かす組織が、これまで同様形骸化してしまって何か分散してしまう、行政、観光協会、商工会、そして農林水産省、携わる方々が分散してしまうと、一本芯が向けるそのビジョンに向かっていくには、決して稼ぐ自治体の変革は成し遂げられないと感じます。

その体制づくりとしてＤＭＯ、観光地域づくり法人の設立は考えられないでしょうか。位置づけとして、単に観光客を呼ぶだけの組織ではなく、地域の資源を徹底的に分析し、商品

として磨き上げ、適切な価格で販売して利益を生み出す司令塔の役割を果たすべき存在となるのではと考えます。既存の組織には、長年培ってきた現場の知恵や人脈、イベント運営のノウハウがあります。それを否定するのではなく、いかにして相乗効果を生み出すかが鍵となると考えます。

前問の観光ビジョンの策定こそが、この組織再編のよりどころになると考えます。明確なビジョンのもとで町全体を一つの観光会社と捉え、各団体がそれぞれの強みを生かしながら共通のゴールを目指す体制を構築するべきと考えます。

そこで質問ですが、ＤＭＯを設立し、観光が単なる特定の業者のためではなく、農業や商工業を含めた全産業の向上、ひいては町の豊かさに直結するという納得感を上層していくため、先ほどおっしゃっていただいた観光ビジョンを実現するための体制の再編について、考えをお伺いいたします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　ビジョンを実現するための体制の再編について答弁いたします。

明確なビジョンを作成した後に、それをしっかりと形にしていくための執行体制について、私の考えを申し上げます。

議員からご提案がありましたＤＭＯの設置につきましては、これまでの質問の流れをしっかりと踏まえた上で努力してまいりたいと考えております。

実際のところ、現在、７市６町で美伊豆さんが、ＤＭＯは広域のＤＭＯとして認定ＤＭＯで認められているんですね。そういう中で、まだうちのほうは、さっきも言ったように観光計画の柱、観光ビジョンがまだ策定もできていないうちでＤＭＯをというのは、私はちょっとどうなのかな、その計画と並行して考えるのであれば考えられる部分なのかな、そう感じます。

新しい体制の構築に向けて、商工会や農林水産業、観光関係者の皆様とも、やはりそこら辺を丁寧に意見を交わしながら、町民の皆様に納得していただける、まずは観光計画をつくってから、やはりそういったものをまた、次のステップなのか分かりませんけど、並行して考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　４番、桑原猛議員。

○４番（桑原　猛君）　答弁いただきました。

美伊豆さんのほうが今ＤＭＯの形で、伊豆圏域ですか、そこら辺で進めているというとこ

ろですね。

それで、観光ビジョンを策定しながら、やはり足りないもの、足りるものというのは出てくると思いますので、またそこで美伊豆さんとの連携、または足りなければ河津町独自でということも、その計画策定の段階で何かしら出ると思いますので、自分たちの目指す町をつくりやすいような方向性を考えていただければと思いますので、ご努力よろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問は以上となります。

○議長（渡邉　弘君）　４番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

14時30分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時１５分

再開　午後　２時３０分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◇　正　木　誠　司　君

○議長（渡邉　弘君）　２番、正木誠司議員の一般質問を許します。

２番、正木誠司議員。

〔２番　正木誠司君登壇〕

○２番（正木誠司君）　２番、正木誠司です。

令和８年第２回定例会の開催に当たり、一般質問の通告をいたしましたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

私の質問は、次の２件になります。

１件目、河津桜まつり期間中の迂回道路の混雑・渋滞対策について。

２件目、移住希望者への就業支援について。

以上、２件につきまして、町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

まず、１件目の河津桜まつり期間中の迂回道路の混雑・渋滞対策についてお伺いいたしま

す。

第36回河津桜まつりは、新型コロナ禍以降で最高となる62万9,890人の来場者を迎え、盛況のうちに閉幕をいたしました。これは、河津桜まつり実行委員会の皆様をはじめとして、観光協会、商工会、また、河津町役場の皆様が、様々な取組を考え実行した結果であり、非常に感謝をいたしますとともに、今後引き続き、来年度以降の河津まつりの誘客におきましても、コロナ禍以前の80万人を目指して、いろいろとまた取り組んでいただきたいと思います。

さて、多くの来場者でにぎわった河津桜まつりでしたが、桜まつり会場である河津川沿いに多くの人が訪れ、大変にぎやかで盛況であった裏側では、どうしても負の部分が出てきてしまいます。桜まつり会場付近の渋滞、混雑時のトイレ問題、私有地や畑など、立ち入り禁止ロープを張っているにもかかわらず勝手に侵入して畑等を踏み荒らしてしまう問題等、毎年数多くの問題が町民や訪れたお客様から指摘され、実行委員会としても毎年のように様々な対策を行ってきていることだと思います。

このような様々な問題がある中、今回、私の住む見高入谷地区における混雑・渋滞対策についてお伺いいたします。田中から見高入谷に続く道路は、ふだんは使う人も限られ渋滞等ほとんどないような道路です。しかし、桜まつり期間のとりわけ混雑する土日には、他県ナンバーの車が入ってくることもあり、道を知らない方にとっては慣れない狭い道路であることもあり、渋滞が発生することがありました。過去にもありました。

そういう状況で、今年の桜まつりの渋滞というのは、過去にないようなひどい状況だったということを、まずお伝えさせていただきたいと思います。これ、主に、見頃宣言が出された後の週末である２月14日、15日、そして21日から23日が対象となりますけれども、例年よりも多くの車が、この道路を通っていることが明らかで、狭い道路でのすれ違いができないことによる渋滞の発生や、また、途中の交差点、ちょっと切り返すような交差点へ上るときに、どうしても車を回さなきゃならんことによる対向車の動けなくなる渋滞の発生。また、側溝に、蓋のない側溝というのがちょっと何か所かあるんですけれども、そこに脱輪してしまって、周りの人とか近所の人とかほかの自動車に乗っている方が助けながら救済したということも伺っております。

見高入谷の各所で渋滞が断続的に発生して、見高入谷、路線バスが入っているんですけれども、30分ぐらい本当に全く動かない状態というのも見受けられたというような話も聞いております。

そのような中、対策として、途中で田中道の入り口とかの見高入谷のほうに、生活道路のため進入をご遠慮くださいというような表記した看板が設置されましたが、結局はあまり大きな効果もなかったのが実情でありまして、最後は本当、見かねた近所の住民、また、出かけるために渋滞にはまってしまった住民、また、たまたま通行していました見高入谷の住民じゃない河津町民、この方たちが本当に善意のもとで長時間にわたって車両誘導や車両救済に当たって、何とか大きなトラブルもなく事なきを得ることができたと思います。

にぎやかな桜まつり会場の裏で、このようなトラブルに対して多くの町民が善意の対応をしていてくれたということを、ぜひお分かりいただきたいと思います。

そこで、来年度以降の桜まつりにおいて、町民の負担とならない対策が必要だと考えます。次回以降の桜まつりにおいて、見高入谷地区だけでなく迂回道路となり得る周辺道路の混雑・渋滞対策について、どのように対応していくのか、今お考えがあれば伺わせてください。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　河津桜まつり期間中の道路の混雑と渋滞対策について答弁を申し上げたいと思います。

第36回河津桜まつりも無事終了できました。一部渋滞なども発生して、ご迷惑をおかけいたしましたが、約63万人の来訪客で大変ににぎわいましたお祭りとなりました。町民の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

今年の第36回の河津桜まつり会場では、改めて河津桜の美しさと景観に、本当に多くの称賛の声が聞こえました。外国人も多くの方々が訪れ、中国からの来訪客は大きく減りましたものの、台湾からの来訪客が急増し一番多く来場いただきました。また、電車の利用も降車人員で最高値となり、特急なども連日満席状態であったと聞いております。

お尋ねの件ですが、近年はライブカメラやＳＮＳの情報で、ピーク日の局所化が顕著です。そのため、今回もピーク時に渋滞を避けるため、見高入谷への車両の流入が増え、大きな車両や不慣れな車両などがすれ違えないと、通行障害が発生したことも伺っております。

お尋ねの件の今後の対応策については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君）　それでは、お尋ねの点についてお答えさせていただきます。

ピーク時に今回は国道が通行止めになるなど、事故もあったり、また、議員言われるように、桜まつりでの見高入谷への車両の流入について、段々多くなっているということが分かっております。それにつきましても、抑制が必要ということも判明いたしました。

現状では、桜まつり実行委員会の交通部会など、反省会がまだ開かれておりませんので、具体的な検証や課題についての協議が行われていないところですけれども、当然、注意喚起の看板の配置や今後の予防対策について検討するものと承知しているところでございます。

しかしながら、実行委員会では、町長、先ほど申しましたように、ピーク時の対応については限界があります。十分な対応ができない事案もありますので、引き続き町民の皆様のご協力とご理解をお願いしたいと考えているところです。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　今後、実行委員会の交通部会に諮るということですので、ぜひこのような事例があったということを報告をしてもらって、できましたら私、本当に先ほど言いましたが、住民の善意に頼らないような対策というものはやっぱり必要だと思います。

一番、今回、私、地域住民の皆さんともいろいろと話をさせてもらって、いろいろ話を聞くと、本当に皆さん、この桜まつり期間中は町がにぎわっているから、このぐらいのことを頑張らなきゃなと言ってくれる方がすごく多いのには、本当に感謝する思いであります。

その一方で、中には厳しいことを言う方もいて、本当に渋滞が起こって、こういう町民が困っているのを知っていながら、もう何も、何年も、これから先何年も対策をせず、もう本当にこれが当たり前になっていくようだったら、もう桜まつりなんかやめちまってもいいんじゃないかという厳しい意見言う人も実際におります。

やはり今後、河津桜まつりが今後もよいイベントとして続いていくためには、町民の皆さんの理解と協力が欠かせないと思いますので、何かしらの目に見えるような具体的な対策、例えば、土日において、ちょっと交通誘導員を配置するだとか、どこで渋滞するか分からないのですごく難しいかと思うんですけれども、例えば、あとは見高入谷ですとか、ほかに迂回路があるようなところの住民に対して回覧版でもって、もし渋滞等が発生した場合はこちらに連絡くださいみたいなチラシの配布をしたりとかも必要ではないかと思いますので、今後、本当そういう具体的に目に見える対策というものはしてもらいたいと思います。

本当にこの人口6,200人の河津町に、１か月間で約100倍以上の人が来るということは、本当にインフラ整備を含めて、予算や費用面からも様々な部分で対策が追いつかないということも十分に理解しております。その上で、やはり悪い部分、不自由に感じる部分について、対策や改善を進めていくことというのは絶対に必要だと思います。

過去から実行委員会の皆様、いろいろその都度対策を行ってきていると思いまして、今年

は本当にＩＴによる駐車場の可視化や駐車料金の曜日別設定など、本当に皆さんがいろいろ対策や改善にチャレンジしていること、分かった上でのお願いとなりますけど、もう一度、すみませんが来年度以降、住民に頼らない周辺の迂回路の渋滞対策について実行してもらえるように、よろしくお願いいたします。

では、続きまして２件目。

○議長（渡邉　弘君）　回答はいいですか。

○２番（正木誠司君）　じゃ、いいですか。

じゃ、回答、関連質問になりますが、じゃ、回答よろしいですか。

○議長（渡邉　弘君）　来期に向けての、要はその見高入谷の。

暫時休憩。

休憩　午後　２時４４分

再開　午後　２時４４分

○議長（渡邉　弘君）　休憩を閉じます。

○２番（正木誠司君）　では、今お願いという形でもって言わせてもらいましたので、どうぞ対策をよろしくお願いします。

それでは、次の移住希望者への就労支援についてお伺いいたします。

河津町を含む賀茂地域では、この少子化、高齢化、人口減少ということが、どの市町でも課題となっており、それぞれの自治体が交流人口や関係人口の増加に取り組み、いずれは移住定住につなげていくという施策を行っていることだと思います。

この我々の住む河津町においても、移住希望者に対して様々な支援制度を設けており、また、国や県の制度を使った様々な補助金の活用や空き家バンクによる住居の紹介などを行い、一人でも多くの人に河津町へ移住してもらおうと取り組んでいるところだと思います。

実は、以前にユーチューブを見ているときに、ある移住希望者の方が言っていたことなんですが、私はサラリーマンの経験しかなくて、都会から移住したいなと思っているんですけれども、移住するに当たって一番の不安は、移住した地で暮らしていくためにしっかりとした収入が確保できるのかが一番の不安要素だということをおっしゃっていました。本当に移住して新たな人生を新しく踏み出すためには、住居と仕事、この両方が欠かせないのではな

いかと思います。

住居については、現在、河津町では空き家バンクという制度がありますが、そこで、この河津町として、今移住希望者の方に行っている就業支援策はどのようなことがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　町としての実施している移住者向け就業支援制度はということですので、担当課長から答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　企画調整課長。

○企画調整課長（山本博雄君）　現状の支援制度についてということですので、説明をさせていただきます。

現在、町では、ハローワーク下田の求人情報やオンライン職業相談、また、静岡労働局、県内ハローワークが実施している就職セミナー等のご案内を行っております。

また、移住検討者へヒアリングを行い、広域的な就業のサポートをしている伊豆地域担当の静岡県広域移住コーディネーターへ、必要に応じ情報を提供し案内をしております。

そのほか、町の職員の求人情報や地域おこし協力隊の募集案内、対象者への移住就業支援金の交付を行っております。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　今、本当にいろいろな形でもって就業支援という形で取り組んでいるということが分かりました。

特に多いのは、先ほど言いましたハローワークを使った紹介ですとか、県内の就職セミナーですか、また、ヒアリングですとか、我々も議員の月例会の勉強会のほうで、移住コーディネーターの方をお呼びしていろいろ話を聞かせていただきました、この４月ですか。その中で、やっぱりコーディネーターの方が、なかなかそういう希望する方と、いろいろ紹介するんですけれども、うまくどういうふうにマッチングするかというのはどうしても各個人の思いですとか考えがあるもんで、これをやればすぐこの人はここに移住するよというのは、簡単にはできないということも伺っております。そうやって、かなり大変な思いをして皆さんやっているということが分かりました。ありがとうございます。

実は、私、以前、普通のサラリーマンとして下田市のほうで長らく仕事をしておりましたと。若いときに宿直等をやっていて、よく出前を取っていたお店が、最近２軒、下田市の店

ですが閉店しました。名前聞いたことあるかもしれませんが、とんかつ一さんと温州軒さんというこの２軒が、本当にこの半年の間に閉店してしまいまして、理由としましては、２店とも経営者が80代となって、後継者がいなくて、惜しまれながらの閉店でした。

同じように、この河津町においても、ここ数年で廃業して空き店舗のままの状態の元飲食店が何店舗かあるかと思います。また、町内の至るところあちこちに、本当に後継者がいなくなって荒れ放題となっている農地やビニールハウス、こういうのもぽつぽつと見受けられます。また、現在は就農していますけれども、その就農者が高齢のため、数年後にはもう離農を余儀なくされ、いずれは後継者がいなくなってしまうかもしれない農地も、今後は増えてくるんじゃないかというふうに、強い懸念も持っております。

空き店舗の例えば売買や賃貸等については、不動産業の領域であると認識していますけれども、例えば、その空き店舗の活用やにぎわいの創出を目的として、地域おこし協力隊員を活用等して、行政がオーナーや不動産事業者と移住希望者の間に入って、移住して飲食業等の就業を仲介する仕組みというのを構築ができないでしょうか。

また、就農希望者に対しては、現在でも、今、課長のほうからありましたように、国や県の制度を含めた様々な制度を使った支援策がありますが、その先にある町独自の取組として、空き家バンクと連携した住居と仕事をセットでの支援や、例えば農業初心者に対しては、現役の営農者による直接の営農指導など、これ、埼玉県や長野県などでのほかの自治体が取り入れて実績を上げているような制度なんですけど、そのような仕組みを取り入れることはできないかお伺いいたします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　空き店舗を活用した就業支援、農業後継者向けの就業支援などと空き家バンクを連携させた支援制度は可能かについて答弁をしたいと思います。

空き店舗の活用ですが、町内を見渡しますと、店舗兼住宅という昔ながらの空き店舗が多く、シャッターを閉めております。それ以外の部分は、議員も先ほどおっしゃったとおり、不動産業の領域かなと感じます。

もちろん店舗兼住宅でも、空き家バンクに物件があるようでしたら仲介もすると思うんですけど、なかなか河津町においては難しいのではと思います。

町におきましては、昨年より地域おこし協力隊を１名採用し、ＮＰＯ法人伊豆の田舎暮らし夢支援センターに派遣をし、活動としては、空き家バンクの運営、特定空家調査、移住相談会への参加等、買い主、売り主への対応や内見案内、売り主との交渉、農地法や登記申請、

売買契約手続等、いろいろな活動をお願いしております。地域おこし協力隊については、そのような現状でございます。

続きまして、就農希望者に対して空き家バンクと連携した居住と仕事をセットで支援、農業初心者に対して営農による直接農業指導などの仕組みは可能かについては、それぞれの担当課長から答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　企画調整課長。

○企画調整課長（山本博雄君）　それでは、空き店舗の活用について説明をさせていただきます。

空き店舗の所有者の方から空き家バンクの登録の相談があれば、他の空き家などと同様に対応することとなります。町が直接店舗の所有者の方に、従前の営業形態を維持できるような希望者を探すなどの依頼や折衝については、先ほどからお話に出ておりますけれども、不動産業の領域となりまして民業の圧迫ともなりかねませんので、考えておりません。

移住希望者で希望があった場合は、取り扱っている不動産業者の紹介は可能と考えております。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君）　それでは、私のほうからは、就農希望者に対して、空き家バンクと連携した居住と仕事をセットにした就農支援ということでお話しさせていただきたいと思います。

移住希望者の就農希望につきましては、町内の限られた条件での就農ということもございます。生産品目、規模、場所、それぞれケース・バイ・ケースであります。それら様々な条件を踏まえまして、農地などは農地バンクのほうへ紹介、また、農業委員会の届出の必要であれば、手順を追って説明をしているところでございます。役場内であっても、企画調整課と円滑な連携はできております。

ただ、自治体ごとに条件は同じではなく、セットでというようなパッケージ的な安易な仕組みの取入れについては、考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　今の答弁で、本当に空き家バンクと家と職業の同時完成は難しいよという形の答弁をもらいましたけど、実は私、この質問をするに当たって、なぜこれ質問した

かというと、これ言ってきたのは不動産屋さんなんですよ、町内の。

というのは、やはりその方がおっしゃるには、自分はその不動産業を営んでいて、相談があれば自分が動くんですけれども、なかなか希望するようなそういう空き家ですとかその不動産というのがなかなかないよと。そうなって、どうしてもその不動産屋、一人でやっていると、もう自分にも、自分のその知っている範囲、持っている範囲の限界がすごくあるもんで、できたら例えば町で、せっかくこの空き家バンクという制度、例えば、先ほど言いましたが、空き家バンクも、ある意味ではその不動産屋さんのほうの業務の領域かと思うんですけれども、そういう制度があって、さらに町では、先ほど課長からの答弁ありましたように、農業委員会ですとかそういうところにもいろいろ情報が入っているのではないかと。ですので、そういう情報を持っている行政さんが積極的にそういう仕事の仲介ですとか、例えば離農しているとかそういう形で空き家になった家があるよという情報を持っていれば、そういうものをデータ化して紹介するシステムができないかなというのを、これ本当に不動産屋さんから言われて、私も、ぜひこういう制度があれば本当にもうちょっと、ちょっと移住につながるのではないかなというふうに思った次第でございます。

令和６年度の静岡県の就農者というんですか、それ、静岡県すごく、県内への就農というのはすごく募集をしておりまして、令和６年度の数値をちょっと調べましたら、約365人ですか、その365人の方が１年間で静岡県へ就農したと。一番多いのが実は浜松市なんですよね、約150人。で、次に多いのが富士宮市が約49人で、静岡市が20人。あとはもう本当に５人や10人とかそういう数字でもって、実はこの賀茂郡は、この賀茂郡全体でも10人というような数字でした。本当にこちらの農業というもの、先ほど同僚議員からの発言にもありましたとおり、この河津町には世界遺産になるような水わさびの栽培ですとか、また、かんきつや花卉というような、こういう本当に農業として基盤がしっかりしている仕事があるというふうに思うんですけれども、ぜひそういうところを就農希望している方、移住希望している方とつなぐことがすごく大事なのではないかというふうに考えております。

今回の質問を行うに当たって、事前に役場担当者の方に話を伺い、皆さんが本当に国や県の制度なども勉強して活用しながらいろいろと考えて取り組んではいるけど、先ほど人数１人と言ったように、簡単にはそういう就農をこみでもって移住につながるというものはないというような、もう本当に理解して、大変苦労しているということを私も知りました。

この後、何とかできませんかともう一度関連質問しようかと思ったんですが、多分できますということがないなというふうな形でもって返ってくることが分かりますので、私として

はぜひお願いという形に、最後、なってしまいますが、特に同僚議員からもありました、今日の町長６つの重点施策の一つとして、第１次産業の活性化協力と６次産業化に向けた支援を掲げられております。この施策の達成には、本当に多くの費用と長い時間が必要だと思いますし、最初に町長がこの施策を言ったときに、私すごく感じたのは、いや、これすごい施策を本当にぶち上げたなというふうに、ある意味びっくりした思いが、今、頭の中によぎっております。

この施策を実現するためには、費用や時間もそうですけれども、何よりもやはり一番大事なのは、本当にしっかりとした第１次産業と言われる農林水産業における生産基盤、そして、６次産業化として売り出すための様々な知恵やアイデアが欠かせないと、本当に思います。

幸いにも河津町では、先ほど紹介もありましたが、地域おこし協力隊のメンバーがアボカドの産地化に向けて、今取り組んでいるところでもありますし、また、この３月に、ワサビに携わる若手の皆さんが、ワサビすりおろし早食い世界大会というものを自ら開催して、この河津町の特産品であるワサビを、本当に全世界に向けてアピールしたということもありますし、また、逆川地域においては、年間を通しての就農体験等を、これも長らくやっていて、本当に町内の就農者や生産者の皆さんが農業振興に取り組んでくれていると思います。

私、すごく思うのが、この、こういう形でもって一生懸命働いている人と就農希望の方が、本当にこの町でもって話をして、会って交流するということは、すごく移住の決断することに対しては大きなことなのではないかというふうに思います。

最後、これもお願いになってしまうんですけれども、今では日本全国各地へ移住した人がＳＮＳ等でいろいろと情報発信しており、私もそういうＳＮＳを見ていますと、多くの方がよく言っているのが、この町が好きになったから、また、この町に住む人を好きになったからというのが、移住を決断した理由として語っております。で、実際に河津町に移住したある方とも話したときに、河津町の人は本当にいい人ばかりで、ここに住みたいなと思ったからという話もお伺いしました。

ぜひ、今なかなかこういう形でマッチングとかいろいろな県や国の制度を使って、やった後に、河津町へ希望する人が河津町へ来てもらって、実際に今仕事やっている人、就農している人、そういう方と触れ合って、いい町だなというふうに判断してもらって移住を決めてもらうということが、私は本当に必要だと思いますので、今後、このようないろんな形でもって、仕組みだとか施策ができないかということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　２番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

３時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時０１分

再開　午後　３時１５分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、先ほど防災課から明日３日の台風による警報が発令されるということで、情報が提供をされました。それによりまして、議員全員で協議をした結果、６月３日の１日を休会とし、予備日の６月４日に議会を再開したいと思います。

以上、日程の変更報告をいたします。

なお、一般質問の通告のありました３番、北島正男議員、１番、福沢宏幸議員の一般質問は、あさって４日に行います。

◎散会の宣告

○議長（渡邉　弘君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あさって４日は午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時２０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名をする。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員

第　2　日

6 月 4 日 （木曜日）

令和８年河津町議会第２回定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和８年６月４日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

日程第　２　承認第　３号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度河津町一般会計補正予算（第１０号））

日程第　３　報告第　１号　令和７年度河津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第　４　報告第　２号　令和７年度河津町水道事業会計予算繰越計算書について

日程第　５　同意第　４号　固定資産評価員の選任について

日程第　６　承認第　４号　専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）

日程第　７　承認第　５号　専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第　８　議案第５０号　河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第５１号　令和９年度消防ポンプ自動車（第６分団）購入契約について

日程第１０　議案第５２号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第１号）

日程第１１　議案第５３号　令和８年度河津町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第５４号　令和８年度河津町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第１３　議案第５５号　令和８年度河津町温泉事業会計補正予算（第１号）

追加日程第１　議案第５６号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第２号）

日程第１４　議員派遣の件

日程第１５　委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（１０名）

１番	福　沢　宏　幸　君	２番	正　木　誠　司　君
３番	北　島　正　男　君	４番	桑　原　　猛　君
５番	渡　邊　昌　昭　君	６番	遠　藤　嘉　規　君
７番	上　村　和　正　君	８番	渡　邉　　弘　君

９番　稲　葉　　静　君　　１０番　宮　崎　啓　次　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

町　　長	大　川　良　樹　君	副　町　長	川　尻　一　仁　君
教　育　長	竹　内　　定　君	総　務　課　長	稲　葉　吉　一　君
企画調整課長	山　本　博　雄　君	町民生活課長	土　屋　政　治　君
健康増進課長	平　川　直　也　君	福祉介護課長	臼　井　理　治　君
防　災　課　長	友　田　佳　伸　君	水道温泉課長	飯　田　吉　光　君
教育委員会 事　務　局　長	土　屋　　勉　君	会計管理者 兼会計室長	土　屋　弘　幸　君

事務局職員出席者

事　務　局　長　　鈴　木　亜　弥　　書　　記　　土　屋　　翔

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（渡邉　弘君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

なお、これより議会の再開をし、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邉　弘君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

◎一般質問

○議長（渡邉　弘君）　日程第１、一般質問に入ります。

質問は、１件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は１問につき３回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

３番、北島正男議員、１番、福沢宏幸議員。

◇ 北　島　正　男　君

○議長（渡邉　弘君）　それでは、３番、北島正男議員の一般質問を許します。

３番、北島正男議員。

〔３番　北島正男君登壇〕

○３番（北島正男君）　おはようございます。

質問に入る前に、先ほど対策本部より状況説明がありました。昨日の台風６号による被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。また、役場の町長、防災課をはじめ職員の皆様、そして、町民の皆様、いろいろご苦労さまでした。議員においても、災害現場のサポートや見回り、情報共有と共助の働きをいたしました。どうもお疲れさまでした。

では、質問に入ります。

改めまして、３番、北島正男です。

令和８年第２回定例会の一般質問の通告をしたところ、議長からお許しをいただきましたので、町の重点施策の進め方と町からなくしたり活用しないことの不安、そして、地域からなくしてはいけないことへの対応について、一問一答で質問をいたします。よろしくお願いします。

町の重点施策の進め方、その１です。

町の６つの重点施策は一応おさらいしますが、１、河津桜発祥の地としての磨き上げとプライドの構築、稼ぐ自治体、これは昨年12月の定例会で稼げるまちづくりにリンクしてほしいと質問しましたし、既に大きな予算を獲得できていると聞いております。

３、新交通システム、これは町長が議員時代から進めているライドシェアが一番近い展開でしょうか。県知事からも実施してねと言われている案件でございます。

４、伊豆縦貫道の早期開通とアクセス道路の整備。この縦貫道については、役場も議員も町の各団体も早期承認を求めて行動しているところです。

５、活気あるコミュニティの再生と、６、一次産業の６次産業化への支援とあり、コミュニティについては、地域コミュニティのほかに趣味や年代やビジネスのそれぞれのコミュニティがありますが、それぞれの再生や活性化方法は様々であり、難しい課題で、町民が主体であるとも思います。６次産業化は、町の場の提供やシステムの供給やきっかけづくりが必要だと思います。解散してしまうであろう河津町産経連の出番、そういう組織の出番があるんじゃないかとも思っています。

今日の質問及び提案は、この６つの重点施策のうち、ゴールの見えにくい河津桜発祥の地

としての磨き上げとプライドの構築について、どのように進めていくのか質問をいたします。

この河津桜に関連した重点施策の実行には、既に課題山積で、多岐にわたる難しい課題をどう進めていくか課題を列挙してみると、世界一の河津桜まつりで、その動員数や経済波及効果で、これから先もキングでいられるために何をすればよいのか、河川法によりいつまでも河津川沿いに桜があると思うな、次の一手を考える。回遊性を高め、観光客の滞留性による経済効果を上げるエリアの創出、さらにこの経済波及効果は主催の河津町が27億、近隣市町200億以上、この不条理を是正する河津町の利益拡大施策など、まつり関係はほかにもたくさん課題を抱えていると思います。

まつり以外では、新しく河津正月桜の門外不出の管理方法はどうやるのか、端戸山の桜の公園の再生などはどうするのか、そして、３月の予算審査で議員の附帯意見として申し上げました町の河津桜総本数8,000本の最新総本数の把握と、駅前のメイン道路の街路樹の樹木を変えての再整備など、解決すべき課題として多くありますが、河津桜発祥の地としての磨き上げとプライドの構築は、課題を多く抱えたままでは成り立ちません。

これらの改善による課題解決はどのように進め、磨き上げとプライド構築へ結び付けていくのか、現在のプランニングはどのような状況なのかお尋ねします。よろしくどうぞ。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　まず、町が考える大きな課題について答弁をいたします。

北島議員のご指摘のとおり、河津桜の魅力を磨き上げ、誇りある町として持続させていくための課題と捉えているのは、以下のとおりでございます。

まず、何はともあれ、河津桜の維持管理体制です。原木の維持管理と保全について、発祥の地として大切な原木の維持管理は最優先事項でございます。あわせて、河津川沿いの桜や銘木の保全など、景観の持続可能性を確保することです。

現在は、桜守人をはじめとするボランティアという形でされておりますが、人口減少や高齢化が進めば、先ほど北島議員がおっしゃったように、このような組織の維持も難しくなってくるということが懸念されます。

また、オーバーツーリズム対策として、駐車場、トイレ、ごみ問題といったインフラの課題に加え、近隣市町と連携したパークアンドライドの検討、そして、観光を支える人材の確保などです。地域への負荷を軽減する対策をこれからも行いたいと考えております。

また、先ほど北島議員おっしゃっていただきましたけれども、二次交通、これは本当に脆弱でございます。新たな河津桜の造成による景観の維持と観光客の回遊性を高めるための二

次交通の確保も、大きな検討課題だと感じております。

次に、重要施策のゴールイメージについて申し上げたいと思います。

私の任期中に必ず実現したいと考えているのが河津桜サミットです。河津桜は全国へと広がりました。発祥の地である河津町がハブとなり、全国の河津桜を大切にしている自治体や地域との連携、検証し合う場を創出することが一つの大きなゴールとなると思っております。このサミットを通じ、単なる観光資源としての利用にとどまらず、各地の取組と連携することで、河津桜のさらなるブランド力を確固たるものにしていきたいと考えております。

次に、ゴールイメージへの自主プランについて答弁したいと思います。

河津桜発祥の地としてのブランド力を最大限に高めるため、以下の施策を段階的に進めてまいります。

先ほども申し上げましたが、全国的な連携の構築として、河津桜サミットを主催し、全国の河津桜に関わる関係者とのネットワークを構築していきたいと考えます。できれば、その際に、認定制度の原木のルーツを持つ当町だからこそ可能な河津桜認定制度を考えたいと思っております。河津町から広がった河津桜であるというお墨付きを与えることで、ブランドの質を担保し、一定の明確な差別化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　３番、北島正男議員。

○３番（北島正男君）　いろいろ課題について、問題意識を持っていらっしゃるという、当然でしょうけれども。

ゴールイメージは河津桜サミットって、とてもいいと思いますし、関係人口の増加ということにもなっていくと思うんですけれども。とてもいいなと思うのは、河津桜認定制度、これってブランドを構築していくための一歩として必ずやらなきゃいけないことなんですね。野放図に今まで過去、難しいから出て行っちゃったというところで、ここで１回線を引くというのもいいと思いますけれどもね。

先ほど述べたように、河津桜まつりの課題はほかにもたくさんあって、役場の方はみんな認識していらっしゃるんですけれども、他に類を見ないおもてなしの在り方とか、露天商の在り方と地元の出店の拡大とか、利便性確保の移動手段の充実、それ町長今もおっしゃいました。

それから、町民のまつり反対派にも分かってほしいですね。町の経済波及とか、どういうふうに還元されているのかというのも理解促進も必要だと思います。まつり以外でも河津桜

原木とともに、その代わりにもなり得る原木並みに育っている原木のクローンや、原木の兄弟みたいな木が実はあるわけで、それの管理と観光スポット化などの課題は多いと思います。

また、広報常任委員会と議員による桜まつりに関する町民アンケートで１つご紹介しておきますが、町民のほうのアンケートは、当然ながら渋滞、駐車場、トイレ、ごみの問題意識が非常に高いです。また、観光客優先はとても分かりますが、町や地域の人に配慮と、地元にも目を向けてほしいなという回答は少なくないんですよ。

これらの課題を多く抱えたままでは、町の重点施策である河津桜発祥の地としての磨き上げとプライドの構築、また、ブランドの構築は成立しないと思うんですが、逆に言えば、この多くの課題を解決することが磨き上げとプライドの構築になるのではとも思います。

では、次です。

町の重点施策の進め方、その２。

重点施策を完遂させるには、役場にはそぐわないと言われている役場組織の横断型プロジェクト、これそれではなくて、このような重点施策の推進は期間も長く、専門性を発揮させる組織が必要と思われます。町長や副町長が深く関わるであろう直轄的な組織を立ち上げ、河津桜に関する全てのミッションを付与し、課題の解決に向かい、重点施策の完遂を目指すべきと考えますが、そのような組織や要因配置について、町はどうお考えかお聞きします。どうぞ。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　重点施策を完遂させるには、直轄的な組織を立ち上げ、河津桜の重点施策の実現のため、組織や要因配置について、町はどう考えているのかということだと思います。それについて答弁を申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、河津桜に関する施策は非常に多岐にわたり、従来の縦割り組織では迅速な対応が難しいケースがあることは認識をしております。河津桜の課題解決はもちろんのこと、現在町が直面している様々な重要課題を包括、かつスピード感を持って解決していくため、機構改革を検討していきたいと思っております。

単一のプロジェクトチームにとどまらず、町全体として横断的に取り組めるよう、町長直轄の判断、指揮、系統を明確にした組織の在り方をこれから具体化していく考えではおります。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　３番、北島正男議員。

○３番（北島正男君）　いろいろその課題解決に、今お話しいただきましたように、機構改革を行う予定があるということで、それに期待したいと思いますし、また、町長直轄の組織、または副町長がリーダーになってやってくれるとか、そういう組織ができればいいと思います。

河津桜関連課題解決と重点施策の実行は、今、機構改革がどうなるか分かりませんけれども、本当は専任チームを組織しないと機能しないんじゃないかと思います。だって、最近起こった課題ではなく、過去からずっと引きずっている課題が多うございますよ。それを解決できていない、通常、日常の桜の維持管理は役場の産業振興課の事務局とボランティアですけれども、守人の会でやりながら、まつりは解散してしまうであろう産経連の実行委員会では、なかなか分散してまとまらない。

問題意識の欠如、対応する課がない、であれば、全体にかさをかけるような桜関係一式を担当する専任チームで、そのときのまつり実行委員会などと、それぞれの組織と連携対応すべきではと思います。

桜関係の専任チームは少人数でもよいのです。あとは外部、守人や有識者、それから河津桜を愛する町民サポーターなどが後ろに控えた組織化で、課題解決からその磨き上げとプライド構築に向かえばいいのかなと思います。

当然そういうチームができれば、先ほど町長がおっしゃったように、河津桜サミットや守人が準備している河津桜植樹によるふるさと納税への拡大策の実現、それから、南伊豆や三島市の有志が行っている被災地への河津桜の寄贈が最近よく目立っているんだけれども、本家本元の河津町としてバリューのある植樹の寄贈の実行なども考え、関係人口の創出など、新しいミッションの範疇にもなります。

過去寄贈した岩手県普代村、2016年から３年間で325本も河津町から寄贈している、これ関係構築ってどうなっちゃってんのかなと思います。そんなこともチームのミッションに与えればいいと思います。

定例会の初日で、町長は子供たちの郷土愛は、河津桜が大きく影響しているんだろうと言われましたが、であるなら小中高生にさらなるおもてなしや参画の立案、経験プログラムなど、子供たちと一緒になって考えるのもこのチームのミッションになればいいと思います。

参考までに、他の地域の例として、茨城県日立市、公害の町だったのが今は桜の町で有名になりましたけれども、茨城県日立市は市役所にさくら課があります。市内の山間部を除いて１万4,000本あり、市内の公園などの施設の桜は7,600本、この管理は、まつり運営をはじ

めて、さくらまちづくりを進めているのが市役所のさくら課のようです。

以前、議員で勉強しに行った長野県伊那市の高遠町は、市の外郭団体である一般財団法人伊那市振興公社が桜関係を担当しています。門外不出の高遠桜の管理を地域6,000本を担当しているそうです。そして、桜は町民全体の貴重な財産であると桜意識を束ねているようです。

現在河津町は、産業振興課のご担当が兼務で桜の管理を守人の会と連携して、よく活動してくれていますが、残念ながら専任ではない。桜に関連した全てのミッションを与えるのは、そこでは難しいと思います。副町長を筆頭に河津桜専任チームを立ち上げて、ことを考えていただくといいなと思います。

では、次です。

次のテーマで、次の質問です。

町からなくすことや活用しないことに不安はないかとして、バガテル公園の行方について質問します。その１です。

河津町は令和３年に過疎地域に指定され、国から安くお金を借りられるメリットがあるんだよという人がいました。確かに役場もその救済制度を活用して、町に施策を投じています。

一方、河津町から宅配業者は撤退し、銀行は河津支店を閉鎖、自動車のディーラーも下田に移転、最近商店では、ハンバーガーショップ、おそば屋さん、クリーニング店が最近なくなってしまいました。

企業論理からすれば過疎地域の町には人口も増えないだろう、経済も活性しないんじゃないかということで、そこにいる必要はないと営利企業としては至極当然。さらに、観光中心の町と誰もが言うが、観光エリアでは、マスト要因のトイレを湯ケ野地区から撤去し、新しく造らない。これは議員が承認しているからしようがないのですけれども、近くの西小学校のトイレを解放するとは聞いているが、近くの414号線沿いの湯ケ野入り口当たりに観光客用トイレ有りますと、大きく看板に書いてあるが、そこにはトイレはないんですよ。当然役場の方もご存じだと思いますが、区の方と一緒に直したりはしないんでしょうか。ましてや伊豆の踊子執筆100年に当たり、観光協会では体験ツアーの旅行商品なども考えていらっしゃるようなんで、なおさら重要になると思います。

トイレに関しては、最近きれいな砂浜になって、釣り客もいる河津浜海岸のトイレも直して使うことをしない、お金をかけて撤去して、その後のスペースの活用手段はないままなのかな。

また、国指定重要文化財が２つもある河津町は、それを活用する方向性は見えない。せめて、この仏像とトンネルの２つの重要文化財や涅槃堂や来宮さん、七滝や噴湯公園などの観光スポットは、ビジュアル重視の大型表示物を上げて、行ってみようという気持ちを歓喜させるのがほしいと過去お願いしたところです。

沢田区涅槃堂奉賛会会長も、もう少し足を伸ばして涅槃堂に行ってみようとなったらいいなとおっしゃっています。そういうことのためには、ビジュアルの案内表示でしょう。山向こうには旧天城ンネルの進入路に大型ビジュアル案内看板があります。河津側にはありません。

さらには、伊豆ならんだの里、河津平安の仏像展示館の開館日を、入館者数の効率などで減らすという方向性は、管理者としては熟知たる思いの苦渋の判断だと思いますが、それに町は対応しないのか。

この国の指定重要文化財は、さらにしずおか遺産にも認定され、歴史文化を伝えるストーリーとして多くの方に語らねばいけません。今のままでは宝の持ち腐れという人もいたりして、上原美術館の先生や谷津区の皆さんの努力が報われないといけません。

具体的な質問をします。

なくすのか活用するのか分からない、町民の心配事であるバガテル公園はどうなるのか。

その前に、きれいな写真をちょっとご覧いただきたいと思います。

〔モニター画像表示〕

とても美しいバラの最盛期、バガテル公園のお客様も楽しそう、とてもきれいですね。

多くのお客様が今バラのシーズンなんでいっぱいいます。何か、ただだから人が多いんじゃないかという人もいるんだけれども、外国の方もいらっしゃいます。ちょっと目は隠してありますが。バラの花の前でくつろぐ親子二代の方。

これは園芸担当８人、今そろっていらっしゃるそうで、こうやって園芸担当の方も、きれいなバラを見せようと思って、日夜働いてくださっています。幅広い年代のお客様、お婆ちゃんや子供連れやママ友たちも幅広い年代のお客様が今来ていただいております。

以上です。

〔モニター画像閉〕

何か、ほっとしますよね。

質問に戻ります。

バガテル公園に関して、役場の情報とメディアベースを時系列に見ていくと、ちょっと長

くなりますが、昨年10月の指定管理者公募なし、４月からの運営は別途考える。これ時系列に言っていくんですけれども。今年の１月の定例会の回答では、事業再生委員会の意見や予算により、存続、憩いの場、企業誘致などいろいろ考え、借地の問題もあり、将来構想により方向を出したいとありました。

２月には町が９月まで直営として入園料は無料にする、９月末でバラ園の維持終了、その後はフランスパリ市との関係、施設の今後の活用、土地賃借は令和12年の契約終了後に対応しよう。バガテル公園の名称は返上し、町民の憩いの場としたい、河津バガテル公園は令和８年９月をもって終了いたします。売店喫茶、チケット販売、ドッグラン３月で閉鎖、４月においては、９月末の閉園に向けてパリ市との協定解消の協議を進めていきます。今後の土地活用についての計画は全く白紙、事実上最後のバラシーズン、管理スタッフは最後かもしれないけれども、手をかけてきたバラを見てほしい、９月末を閉園することのみ決まっています。10月以降の予定は決まっておりません。長年のご愛顧にお礼申し上げますとホームページで終わりの言葉が出たりしています。５月においては、来場者の声として、バラ園がなくなると聞いて残念で寂しいみたいな記事が結構出ておりました。

また、パリ市との協定解消にもよるんでしょうが、存続、憩いの場、企業誘致などの方向性があると言いつつ、町民の憩いの公園にしたいと方向性を絞ってみたりと思ったら、計画全く白紙ですって、また元に戻ったりと、情報が錯綜して町民の方には分かりにくい。町の人の多くがバガテルどうなるのという経営の心配をしています。

現在の最新の状況を回答いただきたい。これはオープンにできる部分だけで結構ですので、あればよろしくお願いします。どうぞ。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　情報が錯綜している中、現時点での作業の経過と方向性を伺うということに答弁したいと思います。

北島議員は、情報が錯綜している中とおっしゃいますが、私の方針は一貫しております。ほかの議員からの質問でもお答えをさせていただいておりますが、河津バガテル公園の用地は30年間の賃貸借契約を結んでおり、その契約期限が令和12年３月31日となっております。その問題が解決しない限り、次のステップには進めないと、一貫をしたお答えをさせていただいております。

その中で、まずは今年度当初予算でパリ市との契約解除の書簡手続を進めております。現時点では方向性が決まっていないため、定植されているバラについて、どのような取扱いに

なるかは明言できませんが、協定解約を進める中で、取扱いについても検討していきたいと考えております。

作業の進捗、パリ市と協定解約の進捗状況については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　企画調整課長。

○企画調整課長（山本博雄君）　現在の作業の進捗について説明をさせていただきます。

現在、基本協定と園芸管理支援協定の２種類ある協定の解約を進めるため、委託業者と作業を進めております。業者からの報告によりますと、基本協定を締結しているバガテル協会が現在活用されておらず、連絡がつかない状況となっているとのことですので、園芸管理支援協定を締結しているパリ市と連絡を取り、対応を図る方向で進めたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　３番、北島正男議員。

○３番（北島正男君）　町長の回答、よろしいと思いますよ。よろしいと思います。

賃貸契約があるから、まだいろんなことはできないよ。パリ市との交渉は今やっています。その先は明言できない。これでいいと思うんですよ。今パリ市との交渉も鋭意努力中ということで、難しい局面を迎えていると思いますけれども、それはそれでいいと思いますよ。

なのに、いろんな情報が出ていくというのは、やっぱりおかしい。うがった見方をすると、４月、５月のメディアやネットを見ると、閉園という言葉が多く使われている。この閉園や終了の言葉が増えているのは、情報操作なのかリークなのか、閉園への既成概念をつくろうとしているのかと、うがった見方をする人がいるんですよ。情報が錯綜すると、そういうことになる。

バラ園そのものをやめてしまうのかよく分からない、有料のバラ園は閉園したのか、1,100種の6,000株のバラ園そのものをやめてしまうのか、町の人はよく分からないと言っています。分からなくてもいい部分は分からなくていいんですよ。広報ご担当者以外は、町長以下管理職がメディアトレーニングをしたり、しっかりとした情報管理を行い、的確に広報いただくとよいです。

いろんな情報がポッポッと出ていくと、これって伊豆新聞さんは、しっかり掲載していただけるんですけれども、とにかく伊豆新聞さんとかと町は非常に近い関係があります。静岡新聞さんともそうでしょうけれども、いろんな人がいろんな情報、もし言っていたとすれば、それは規制しなきゃいけないし、メディアトレーニングで鍛えていただければと思います。

バガテル公園その行方、その２として質問します。

花の町河津町から大きな花がなくなるのかもしれない大きな判断をするわけです。ですから、その判断基準としてバックデータはどのようなものを持つのか、他社事例、有識者の意見、町経済予測、観光ツーリスト企業の助言、ポジティブプランとネガティブプランの比較、事業再生委員会のスタンスなどのバックデータ確保と、その活用などについて今後どうしていくのか、もしプランがございましたら回答いただきたい。また、多くの町民からアンケートなどの実施予定があるのかもお尋ねします。どうぞ。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　北島議員の質問に対して大変申し訳ないんですけれども、北島議員も企業人ですから分かると思いますけれども、バックデータを集めるとかというよりも、現状の実績を見れば、これ以上の運営は厳しいと判断をせざるを得ないんですよ。これはやっぱり誰かどうかがどっかで線を引かないと、これはいけないと思うんですよね。

以前ですけれども、令和２年の第２回定例会で上村議員が一般質問で、河津バガテル公園の損益分岐点の入園来場者数と入園金額の適正について質問をされております。その際に、前町長がこう答えております。令和２年当時です。

来園者数が８万6,862人、もしくは客単価を１人当たり2,261円、どちらかをクリアすれば収支が取れると答弁をされております。これは令和２年当時ですんで、もうそれから人件費も高騰していますし、物価高にもなっております。そういったものを含めると、大分その金額もどうなのかなという数字になるかと思います。

ちなみに、直近の令和６年度の来場者数は２万7,950人でした。確かに継続を、先ほど北島議員が１問目でされたように、希望される観光客などの声があることは承知しております。でも、維持管理のために本当に費用負担が大きくなっており、過去様々な策をこれ講じて来ていると思うんですよ。状況が好転するまでには結果的に至っていないわけですね。

有識者の方々から助言を求めるために、河津バガテル公園事業再生検討委員会というのを設けております。その中で学識経験者として参画いただいいている景観、造園学の講師の方や旅行業に従事されている方も中にメンバーでいらっしゃるんですね。そちらからも、単独のバラ公園での継続は厳しいというご意見もいただいております。それらの意見も踏まえて、協定の解約等の手続に入らせていただいている状況でございます。

議員お尋ねの多くの世代からアンケートなどを取らないのかというご質問ですけれども、今そんなような状況ですんで、アンケート調査を行う予定は私は考えておりません。判断の大きな要因となった収支については、担当課長に答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　企画調整課長。

○企画調整課長（山本博雄君）　それでは、バガテル公園の収支について説明をさせていただきます。

コロナ前になります平成30年度、おおむねですけれども、△で6,000万円、令和元年度△で6,200万円、コロナ中になりますが、令和２年度△7,100万円、令和３年度△で6,900万円、令和４年度△で4,400万円、コロナ後になります令和５年度で、△で2,600万円、令和６年度△で3,600万円となっております。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　３番、北島正男議員。

○３番（北島正男君）　僕の質問は、今の河津バガテル公園、有料公園を存続させろとは言っておりません。町長がおっしゃっているように、その経済的なものは前から含めて議員も理解しています。だから、その先をどうするのかということにおいて判断を町がするときには、いろんなデータを持つんでしょうねという確認をしたわけですよ。

いずれにしても、町の多くの人が納得して、現在働いている人にも不都合がないように、明快な方針決定をしてほしいと思います。よろしいですか。

じゃ、次行きます。次の質問です。

地域からなくしてはいけないことに対応すべきとして、障害者施設の存続について質問します。

前回の定例会で質問した、つくし学園の児童受入れ停止の波紋について、町は８人の受入先が決まったと聞いているよって回答でした。その後関係者に聞いたり新聞報道を見ると、引受け先が決まらない３人は家族の元へ返したとあります。重度知的障害のある方を家族に返すということは親や家族の負担は計り知れない。そうなる前に賀茂地域で存続を図ってほしかったなと思います。効率や採算の見通しが立たないからやめてよいものではなく、やめない方法を１市５町で検討してほしかったと思います。

なくなることと言えば、産婦人科もそうです。１つの医院で限界が来る前に、賀茂地域で代替案を図ることはできなかったのか不思議でしようがない。各市町は若い世帯の移住者に「来てね」と大きな声で言っているのに、出産に苦労と不安を感じるエリアは避けられるんじゃないでしょうか。

なくしてはいけないものは、町単独でも賀茂地域連携でも協力して存続を図る必要があると思います。民間を対象にした支援や補助は行政としては難しいとよく言われますが、その

ようなことに税金を使うことに町民は反対しないと思います。

具体的に障害者施設の存続について質問します。

東伊豆町が土地を提供し、10年前にできたつくし学園のグループホームこすもすと通所の東伊豆ワークセンターが閉所の危機に立たされています。社会福祉法人つくし会は採算性が悪く、このまま推移した場合は閉所もやむなしと説明されたようです。

しかし、グループホームも通所も定員を満たしている状況のようです。河津の人も複数利用しています。職員として働いてくれている河津町の人もいます。過日、そのご父兄の悲痛な声を議員数名でお聞きし、地域選出の県議会議員も動いてくれて、県の職員もアクションを起こしてくれるようですが、前回の二の舞を踏まないように１市５町でも情報を把握して、いざというときに後手を踏まないように、河津町も声を上げて、賀茂地域で共通のアクションを備えておくということが必要だと思うんですが、そのような対応はどうでしょうか。可能か否かお尋ねします。どうぞ。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　現在、その具体的な社会福祉法人の状況を、町はまだ把握していないんですね。大変申し訳ないんですが、そのような状況下なもんですから、今のところちょっと対応に対してのお答えができないです。すみません。

もし、やっぱりそういう閉鎖に向けた話等があるのであれば、注視すべき問題であると思います。この件に関しましては、町単独ではなく、やっぱり県も含めて、賀茂圏域でやっぱり検討する事項だと思いますんで、議員おっしゃるとおり、ちょっと希望するような回答ではないかもしれませんが、現状そのような形で答弁させてください。

○議長（渡邉　弘君）　３番、北島正男議員。

○３番（北島正男君）　至極当然だと思います。もちろん僕もつくし学園さんの経営状態を知ってしゃべっているわけではないですけれども、利用者の声を聞けば、どうして定員がちゃんと12部屋満室で、通所もみんな来てんのに、不採算と言われるんだろうかと不思議でしようがないと、一方的に言われているという状況もあってお聞きしています。

これからいろいろ調べてもらったりしてくださると思います。福祉介護課も動いてくれるんじゃないかと思います。

私の知り合いも、通所に行っているんですけれども、面倒を見ているお兄ちゃんによれば、もし通所がなくなったら仕事を辞めて収入が止まり、どうしようもなく生活は破綻する。当然ですよね。別の家族は高齢のため、もし子供の受入先がなく、家族に戻されたら、親亡き

後を考えて、一緒に死ぬことを考えるとまで言わせるんですよ。

大川町長も川尻副町長も竹内教育長も役場の皆さんも、さらに河津町の町民皆さんも、生活弱者を切り捨てることはないと思います。特に川尻副町長は、今までも障害者の就労とか寄り添ってくださっていたと思うんで、ぜひともお考えをしていただければと思います。

バガテル公園はひょっとするとなくなるかもしれませんけれども、障害者施設は、その採算性や福祉法人の都合でなくすわけにはいかないんですよ。皆様のご理解と対応をよろしくお願いして、私の質問は終わります。よろしくどうぞお願いします。

○議長（渡邉　弘君）　３番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

10時55分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時５５分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇　福　沢　宏　幸　君

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員の一般質問を許します。

１番、福沢宏幸議員。

〔１番　福沢宏幸君登壇〕

○１番（福沢宏幸君）　１番、福沢宏幸です。

令和８年第２回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

１つ、移住・定住・関係人口増加策について。

２つ、医療・福祉等の有資格移住者への優遇措置について。

３つ、エッセンシャルワーカーと外国人人材の確保と受入れについてでございます。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

令和７年の国勢調査現在で、河津町の総人口は6,140人、令和２年が6,870人でしたので、５年で約730人減少しています。このままでは、移住者の私が経験した人との出会いで助けられたということが河津町から減っていくことになります。河津町での人との出会いを単なる思い出で終わらせずに、町の仕組みとして制度を確立し、河津町の今後につなげていくことについて、私から提言をさせていただきます。

１つ目が移住・定住・関係人口増加策についてです。

１つ目、自治体による情報発信力の強化策はということですが、かつて私がそうであったように、移住を検討する人が最も知りたいのは暮らしのリアルという部分だと思います。子育て、医療、空き家、起業、また就業事例など、情報を今の河津町のＳＮＳは十分に届けられているでしょうか。

総務省の令和５年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査によると、日常的な情報収集において、10代から40代の幅広い世代でインターネットが最も重要な情報源となっています。ユーチューブの利用率は90％を超えています。ＳＮＳや動画コンテンツは、今や各世代が地域情報を得る主要な手段となっています。

しかしながら、現在のＳＮＳアルゴリズムでは、一方方向的な情報軽視にとどまる運用では必要な層に情報が届きません。ＴｉｋＴｏｋやインスタグラムのリール動画を活用して、役場職員や地域おこし協力隊が暮らしのリアルが見える形で継続的に発信することが、今後の移住定住促進において必要だと考えます。

重要なのは、与えられる情報から役場が主体的に届ける情報への転換だと思います。発信内容、ターゲットを明確にした戦略の下、計画的、継続的に運用できる仕組みを構築することが求められます。

そこで伺います。

河津町として、既存のＳＮＳ等を役場主導の情報発信ツールとして再構築し、ＴｉｋＴｏｋ、インスタグラム、リール等の短尺動画も含めた戦略的な情報発信体制をどのように捉えているか伺います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　福沢議員の自治体による情報発信力の強化策について、答弁をしたいと思います。

私も、福沢議員から議員自身の個人的な河津桜まつりの情報発信として、ＴｉｋＴｏｋとかインスタグラムを利用し、情報発信を行っていて、日に日に再生回数が上がっているとい

うお話も伺いました。そういった情報ツールとしての活用は非常にいいと思うんです。

実際それを、例えばですけれども、町の公式のものとして発信するとなると、毎日更新をしなければいけないのではとか、例えば担当者を１人置くとか、先ほど申し上げましたけれども、地域おこし協力隊に情報発信の協力隊員にお願いするとか、例えば観光協会に委託をするとか、町の公式的なものとなる場合は、それ相当の対応をしなければいけないと思うので、やはり今後検討をさせていただきたいと思います。

あわせて、情報発信に関してなんですけれども、一応この４月から、河津町のアンバサダーとして、情報発信アウトプット担当として、河津町内の在住者のユーチューバーつつけんさんを、一応情報発信の一つの役割としてお願いをいたしました。

私どもも何もやっていないということではなく、一応アウトプットに関しては重要なものと考えていますので、一つ一つ積み重ねていきたいと感じております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員。

○１番（福沢宏幸君）　方向性については認識しました。

アウトプットするのもすごく大切だとは思うんですけれども、もうちょっと役場としても、もっとインプットしたほうが、私はいいんではないかと思います。ちょっとそこら辺が足りないのではというふうに思います。発信された情報を見た人がその先どのように河津町と関わることができるのか、その受け皿も同時に必要になると思います。

そこで、交流の入り口として期待されるのが２つ目のｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕの活用は、についてです。

河津町では、町民と町外の方が交流するオンラインコミュニティサイトｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕを展開しています。しかし、現状のままでは情報が流れず、散発的な投稿が並ぶだけの静かな掲示板になってしまっているのではないでしょうか。交流人口を増やして定住につなげるために、サイト上で河津町での具体的な体験や暮らしを人と直接つながる窓口へと進化させる必要があると感じています。

このことについて担当課にお聞きしたところ、交流サイトをこれから新たに進めていくと伺いました。もちろん先ほど町長もおっしゃったように、毎日投稿とかそういうのはすごく大変だと思います。ほかの業務もあり、行政として管理しきれない部分があるとは思います。しかし、河津町の魅力を提供していくことが必要不可欠です。例えば町内の空き家を使用した企画やワークショップ、あるいは実際に職場の雰囲気を感じられるツアーなどを提供して、

つながれる仕組みをつくる必要があるのではと考えます。

全国では、地域の共同作業や伝統行事の参加という実態のある交流を重視する取組が広がっています。近隣の松崎町での石部の棚田のように、地域住民、オーナー制度会員、ボランティアが連携して、石部棚田・里山を守る会を中心に保全活動が行われています。

このように単なる観光や短期滞在にとどまらず、地域に深く関わる体験型の仕掛けが関係人口から定住人口へと転換に成果をつなげています。交流人口を増やし、定住につなげるためには、河津でしか得られない体験を提供し、ユーザーが町民や職員とつながれる仕組みをつくるべきではと思います。

そこで伺います。

河津町として、ｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕを単なる情報発信ではなく、体験を予約できるプラットフォームへ進化させ、ユーザーと町民、事業者が直接マッチングできる仕組みを構築していくことに対して、どのような認識を持っているのか。また、体験型、参加型イベントを今後充実させていくような将来的な展望はあるのかを伺います。お願いします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　ｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕの活用については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　企画調整課長。

○企画調整課長（山本博雄君）　ｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕについて説明をさせていただきます。

河津町オンラインコミュニティのｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕは、当町のファンや関心がある人がお互いにつながり、交流を深めるためのオンラインコミュニティを構築し、当町への関係人口の増加や将来的な移住候補者への増加につなげることを目的としています。

昨年８月末に開設し、現在約440名が登録しています。昨年度はｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕ事務局から関係人口関連や移住相談等、イベントや町内の情報などの投稿を38件実施しており、グループメンバーからの自主的な投稿が86件、投稿に対してのコメントのやり取りやリアクションなども行われております。

まだ立ち上げたばかりですので、まずは軌道に乗せていくことを重視していきたいと考えております。事務局の投稿が目立っているかと思いますが、コミュニティの場ですので、事務局からの発信ではなく、グループメンバー同士の投稿やコメントのやり取りが増えるよう、気軽に投稿がしやすいテーマ投稿やシェアの依頼なども投稿していく予定です。

様々な町の情報や関係人口創出につながる農家体験等のイベントや移住相談会やツアーに

関しての情報は、情報発信の媒体の１つとして、コミュニティ内で発信をしていこうと考えております。

ｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕについては以上です。

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員。

○１番（福沢宏幸君）　今後の進め方というか、形については分かりました。

やっぱり投稿しやすいとか、コメントしやすくなるというのは、すごくいいことだと思います。サイトや仕組みを整備するだけではなく、継続的な関係づくりにはまだまだ限界があると思います。実際に人と人とがつながり、河津町への関心を深めてもらうための導線づくりが必要だと考えます。

そこで、次に３つ目のＳＮＳとリアルイベントの融合による関係人口の継続的育成はについてです。

知ってもらうだけでは定住にはつながりません。ＳＮＳで河津町に興味を持った人をオンライン相談会へ、さらに、ｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕのリアルイベントへと段階的につなげていく一貫した導線設計が重要であると考えます。

現在、移住支援に関する情報がホームページの記載にとどまっている自治体も多く、届けたい人に届いていない現状を変えるためには、ホームページの記載という町の姿勢を脱して、デジタルを活用した行政からの積極的な情報発信へ展開していく必要があると考えます。

また、ＳＮＳで河津町を知った人たちとの関係を継続していくために、定期的に情報を届けることも大切です。そして、関係人口へ育てていく視点も重要です。その仕組みが将来的な河津町への移住定住につながるものと考えます。

そこで伺います。

河津町として、ＬＩＮＥ公式アカウント等を活用した積極的な制度周知を進めていく方向性はあるのか。また、ＳＮＳと地域イベントを連動させながら、先ほどｗｉｔｈ　Ｋａｗａｚｕのお話も出てきましたが、より移住希望者、関係人口との継続的な関係づくりを、今後新たにどのように進めていくかを伺います。お願いします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　ＳＮＳとリアルイベントの融合による関係人口の継続的な育成は、担当課長より答弁させます。

○議長（渡邉　弘君）　企画調整課長。

○企画調整課長（山本博雄君）　ＳＮＳとリアルイベントの連動について、説明をさせていた

だきます。

現在、町ホームページ、今年３月に立ち上げた河津町移住定住ポータルサイトでの情報発信に加えまして、町のＬＩＮＥ、フェイスブックや民間等のサイト、あとＳＮＳ上、県公式サイトにて情報提供を実施しています。そのほか、ＳＮＳ以外でも、以前イベントに参加していただいた方へのダイレクトメールや、移住に興味がある方へのダイレクトメール等も実施しています。今年度は、東京都内で対面による移住相談会等を８回実施する予定となっております。

様々な媒体を利用していますが、業務量や人的リソースも考慮し、継続的な周知を検討していきたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員。

○１番（福沢宏幸君）　今後も積極的な発信と取組に期待をしています。町長にもどんどん顔を出して、ＳＮＳに出てほしいなと思います。河津町一の営業マンであると私は思っていますので、そこも頑張っていただければなと思います。その辺も期待しつつ、次の質問に移ります。

今後の人口減少対策を考える上では、移住者だけではなく、地域を支える担い手の確保という視点も欠かせません。そこで、次に、医療・福祉等の有資格移住者への優遇措置についてです。有資格者の定住、活躍を促す独自支援制度の創設は、についてです。

ここまでお話しをした交流をどうやって定住につなげるかですが、私自身が移住を決断した際、周囲の皆様の支えは本当に心強いものでした。しかし、これから移住を考える方々、とりわけ現役世代にとって不安なのは、生活が成り立つのかという経済的基盤です。こうした思いに対して、河津町としてしっかりとした答えを用意しておくことが、移住者の決断という最後の一歩を踏み出すことになると考えます。

その１つが制度としての安心があることが定住につながる重要な要素になります。同じ静岡県内の伊東市では、医療・福祉人材の確保のための新生活応援事業として、医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、介護福祉士、保育士などの資格を持つ40歳未満の移住者を対象に、家賃支援、奨学金返還支援、子育て支援などを組み合わせた複合支援を実施しています。

高齢化率が全国平均を大きく上回る河津町においても、こうした取組の導入が一層必要であると考えます。都市圏からの移住という形だけではなく、近隣市町からの移住も含めた、より柔軟な支援制度が求められます。

そこで伺います。

河津町として、医療、福祉、介護、保育分野の有資格者を対象とした住宅手当補助、奨学金返還支援など、移住促進と人材確保を両立する独自のステップアップ型移住支援制度を導入する方向性はあるのか。また、都市圏からの移住だけではなく、近隣市町からの移住も対象とする柔軟な支援制度策定にどういう認識をお持ちなのかを伺います。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　医療・福祉等の有資格者の移住へのステップ型移住支援制度の検討について、答弁を申し上げます。

そもそもステップ型の移住支援制度とは、一般的にはいきなり完全移住ではなく、段階的に地域に関わりを持ちながら、定住につなげていく移住支援の考え方としてあるそうです。近年では国の、例えばですけれども、地方創生移住支援事業等で段階的に移住する仕組みが広がっていると伺っております。

国の地方創生移住支援事業等の補助金、財源を活用しての移住政策であるならば、福沢議員もおしゃっているとおり、東京一極集中を是正するための地方から東京へ流出した人材を地方へ還流させるものなので、そういったやっぱり補助金の縛りというんですか、そういったものが出てきます。

近隣市町からの移住も対象とする柔軟な新制度策定に対して、どういう認識を持っているかについてですけれども、移住政策、確かに長野県とかだと、かなり１世帯400万円とか、議員研修でも行った伊那市とかは、そんな話も出ていましたけれども、やっぱり単費でやるとなるとかなり財源の問題が厳しいと思います。

しかしながらですけれども、近隣で、西伊豆町が定住促進奨学金返還支援補助金という制度を実際今行っています。せっかく近隣でそういうものがありますんで、そちらの仕組みや財源などもちょっと確認をさせてもらって、今後、奨学金制度とか移住政策を含めた支援制度の構築に向けて検討をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員。

○１番（福沢宏幸君）　簡単な問題ではないとは、すごく理解しています。

自分も北海道から来て、そういうのがあったらよかったなとすごく思っています。今後の政策など、期待しています。

今の現状の人口構造を考えますと、人材確保の選択肢を国内だけに求めることは、どんどん難しくなってきています。そこで、人材確保のもう一つの柱としての次の質問です。

エッセンシャルワーカーと外国人人材の確保と受入れについてです。

１つ目、地域医療、介護の人材不足への現状確認と対策は、です。

河津町の65歳以上の高齢者は公表されている推計に基づくと、総人口の44％を超えることが見込まれます。もう一つは、厚生労働省の第９期介護保険事業計画に基づく推計によると、2040年には全国で介護職員が約57万人不足するとされており、過疎地域でのその影響が先行して表れます。老人ホームや病院、そういった施設があっても、そこで働く専門職、看護師、介護士などがいなくなれば、地域医療も福祉も一瞬で崩壊をしてしまいます。

静岡県の資料によると、賀茂医療圏の医師数は全国平均を大きく下回っており、県が設定した目標医師数に対しても不足が続いている状況です。こうなると、一部の病棟閉鎖や職員の休憩すら取れないなどの状態になってしまいます。だからこそ、有資格者の確保は道路を整備することと同じくらい、あるいはそれ以上に重要なライフラインのインフラ整備と考えます。

そこで伺います。

河津町として、地域医療、介護分野における人材不足の現状と課題をどのように認識をしているのか。また、住民の安心安全の生活環境の確保に向け、どのような対策を講じていくのかを伺います。お願いします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　地域医療、介護人材不足の現状認識と対策について、答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、日本の高齢者人口がピークに達するということで、社会保障制度や経済活動の維持が困難になる可能性があると言われております。

当町においても様々な課題に直面するものと考えており、とりわけ労働力不足は医療・介護分野に限らず、どの分野でも起こり得る問題の１つと認識しております。

先ほども北島議員からもありましたけれども、町内でもいろんな業種体が既になくなってきているのが現状でございます。その町内にある事業所、商店が営みを継続され、そこに勤める町民の皆さんが、最低限今と変わらない生活を続けられることこそが、安心安全な生活環境が維持されることと私は思っております。

人材確保についても、取り組むべき課題の１つと考えておりますので、そこら辺はこれから考えていかないといけない大きな課題ですよね。

地域医療、介護分野の現状等については、それぞれの担当課長に答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君）　私からは、地域医療に関する現状認識と課題等について、答弁させていただきます。

福沢議員のおっしゃるとおり、静岡県の保健医療計画、これに示されました賀茂圏域の医療従事者数、これ医師に限らず、看護師も含めてなんですが、全国平均を下回る状況が以前から続いております。

町内には、歯科診療所を含めて９つの医療機関がありますが、病院においては、医療資機材や人件費などの高騰による経営状況の悪化、診療所においては、医師の高齢化などが懸念されているところでございます。

今後、これらの状況を見極めながら、人材確保を含めて対策を講じる必要があると考えております。例えば医師不足に対してですが、町民の健康寿命の延伸や疾病の重症化の予防、また、オンライン診療等の導入も対策の１つだと思います。

このような課題に対して、引き続き地域医療資源の存続に向けた課題の解決方法、これらを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（臼井理治君）　私からは福祉介護分野に関する今後の対応について、お答えいたします。

2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するとともに、人口減少、生産年齢人口減少が想定されています。サービスの提供の維持、確保をどのようにしていくか検討する必要があると考えております。

また、今年度、高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定します。その中でも2040年に向けて課題を検討し、計画に盛り込んでいくこととなります。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員。

○１番（福沢宏幸君）　ご説明の内容は理解しました。

これからどんどん高齢者も増えていくと思いますので、いろいろな形で対応していただければと思います。

その上で、人材不足への対応は採用だけでは完結しません。働く方が安心して暮らしてい

ける環境を整えることも、同じくらい重要ではないかと考えます。

そこで、次のエッセンシャルワーカーの生活支援制度の策定は、についてです。

今後、必要になるのは、有資格者の強力な支援制度だと考えます。先ほどご説明いただいた形だとは思いますが、国の交付金を政略的に活用し、看護師、介護士、保育士等の専門職に対し、５年、10年単位の長期家賃補助と奨学金返還の肩代わりをセットにしたほかにはない支援パッケージをすべきではと思います。

現在、保育士の資格取得支援制度があることは周知していますが、対象を広げ、現在の移住定住施策と一体化した制度設計が必要だと思います。河津町に行けば、学んだ資格で誇りを持って働けるだけではなく、生活の不安が少しでもなくなるというイメージを具体的な制度として発信する、それが交流人口を担い手へと変え、町民にも、この町なら一生安心して暮らせるという最大の安心感を与えることになります。

専門職を優遇することは、一部の人への特別扱いではありません。それは、全町民の命と安心を守るための最も効率的な投資だと思います。

そこで伺います。

医療、福祉、保育等の有資格者を町の生存に不可欠なエッセンシャルワーカーと定義し、一般の移住支援とは別の優先予算として、長期家賃補助と奨学金返還支援などをセットにした生活コストを徹底支援を策定する方向性はあるか。また、既存の移住支援制度とどのようにすみ分けをするかを伺います。お願いします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　エッセンシャルワーカーの生活支援制度の策定は、について、答弁をいたします。

まず、エッセンシャルワーカーとは、医療、介護、物流、交通、インフラ、食料、生活必需品の供給など、社会の日常生活を維持するために必要不可欠な仕事に従事する人々を指すものです。コロナ禍に、多分広く使われるようになった呼び名だと思います。

先ほども申し上げたとおり、その方たちだけを守るという考えではなくて、河津町内で暮らし働く、現在の状況を維持し、守る施策を私は考えたいと思っております。

確かに、エッセンシャルワーカーという方々は、先ほども申し上げたとおり、コロナ禍で生まれた総称だと思うんですけれども、あの大変なときに、特に最前線で働いてくれている方々を指す意味だと思うんですけれども、だからこそ加速度的に進む人口減少の中で、その方たちだけを大切にしなければいけないという福沢議員のお気持ちも分かりますけれども、

やはり、こちらも持続的な政策を打つために、まず大切なのは財源をどうやって確保していくかだと思うんです。

そういった投資的施策や移住施策も含め、これから考えていかなければいけないとは思っておりますんで、これから検討していきたいと思います。

以上でございます。

あと、議員ご質問のエッセンシャルワーカーの生活支援制度については、それぞれ担当課長より答弁をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君）　私からは、医療専門職の支援制度について、答弁させていただきます。

福沢議員が言われている奨学金返還などの支援制度、これは人材確保手段の１つとして実施されている自治体もあると承知しているところです。

当町においては、せんだって町の保健師、この確保を目的に保健師就労奨励金制度を本年度から制度化し、保健師を目指す看護学生に対して周知したところでございます。この制度は、新規採用される町の保健師を対象に、採用から５年間にわたり奨励金を交付するとともに、奨学金返還を要するものには、返還額の一部を奨励金に加算して交付する制度でございます。

この制度を基に町内の事業所、これらに採用される医療・福祉等の有資格者を対象とした支援制度に拡大することができないか、こういったことを関係各課と調整しながら検討していければと考えております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（臼井理治君）　私からは福祉介護職の支援制度について、お答えいたします。

人材の確保、定着につきましては、働きやすい環境づくりが必要だと考えますので、自治体としてできることを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員。

○１番（福沢宏幸君）　各課、それぞれご答弁の内容は分かりました。

新たに入ってくる人だけを優遇しているように、もしかしたら聞こえたかもしれませんが、もちろん今いる方々も大切にしなきゃいけませんし、財源にも限界があると思います。予算

もあると思います。いろいろ考えてくださっているとは思いますが、検討という言葉だけではなく、もっと形として今後見えるようにしていただけたらありがたいなと思います。

確認できた一方で、将来的な担い手不足を見据えれば、国内の働き手以外に、外国人労働者が安心して働き続けられる環境整備も必要になってくると思います。

そこで、次に３つ目の外国人人材の受入れ強化と支援は、についてです。

有資格者の国内確保と並行して避けては通れない課題があります。外国人医療、介護人材の受入れです。介護分野における特定技能、技能学習の在留外国人は全国で４万人を超え、増加が続いています。静岡県内の在留外国人も令和５年末時点で過去最多を更新しております。静岡県内の在留外国人も過去最多を更新しており、介護分野では、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インドなど、アジア各国からの人材受入れが全国的に拡大しています。また、ブラジルは静岡県内で工場勤めなどもあります。

しかし、単に職場を紹介するだけでは、優秀な人材は来ても定着しません。その課題は選ばれる地域になれるかという点にあります。日本語学習支援、住宅補助、安定した就労環境の整備、こうした生活基盤の整備をなくして人材確保、定着は困難です。

また、異国での生活は想像以上に孤独で寂しいものです。どんなに職場環境が整っていても、頼れる人がいなければ長続きしません。困ったときに話を聞いてくれる、生活上の不安を一緒に解決してくれる、そんな人たちが必要です。

もちろん、これらは外国人だけに限りません。実際に私もそうでした。そして、河津町が選ばれる地域になるために最も重要なのは、生活相談、就労支援、地域との橋渡しを担う受入れ支援員を町として育成、配置する仕組みをつくることです。

そこで伺います。

河津町として、外国人医療、介護人材の受入れに向けた日本語支援、住宅支援、生活支援等の環境整備に向けて、どのような取組を検討しているのか。また、生活相談、職場適用、地域との橋渡しを担う受入れ支援員の育成、配置など、人が人を支える定着支援策を進めていく方向性はあるかを伺います。お願いします。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　外国人材、支援の受入れ強化と支援は、について、答弁をいたします。

先ほども申し上げましたが、人材確保につきましては取り組むべき課題であり、外国人人材の受入れは１つの手段と考えております。

賀茂地域内でも、高齢者福祉サービスを提供している社会福祉法人の梓友会様では、中国、

ミャンマー、インドからの外国人実習生を受け入れていると伺っております。当町におきましても分野は違いますけれども、観光業や製造業では外国人人材を常に受け入れている事業者さんもございます。

議員の言われているとおり、外国人人材の受け入れには日本語支援や多言語対応、環境整備など、多くの課題があると認識しており、町単独では解決することのできない課題もありますので、国・県の支援制度の活用も含めて、外国人人材の受け入れについて町としてサポートできることを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員。

○１番（福沢宏幸君）　外国人人材の受入れ、方向性、分かりました。

積極的にどんどん河津町がやってほしいと思います。今後、河津町の医療・介護分野で必ず重要な戦力になると思いますので、今後の行政の動きに期待をしています。

そして、最後に北海道から来た私から少しだけ言わせていただきます。

今後、河津町が生き残るために必要なのは、この町を支えたいと思う人に対して、町が本気で向き合う姿勢と、それ以外にもう一つ、制度という形で示すことが大切です。

河津町を知る機会を訪れる理由に変え、訪れる理由を住む決意に変える。そして、住んでくれた人々がこの町を支え続けられる確かな土台をつくることが、これからの河津町の柱になると思います。河津町で生きるための導線を仕組みとして構築すべきだと考えます。

北海道から１人で来た私を温かく迎えてくれた河津町の皆様が、これからもずっと笑顔が絶えない楽しい町、わくわくする町であり続けるために何より大切なのは、河津町民が一丸となれるまちづくりです。一番大切にするべきは河津町に住む町民です。そして、子供たちです。

町長をはじめ副町長、教育長、教育委員会、役場の皆さんの今以上の熱意ある気持ち、そして、何より本気の検討と行動を求め、今後の政策に期待をして、私の一般質問を終わります。

○議長（渡邉　弘君）　１番、福沢宏幸議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４２分

再開　午後　１時００分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第２、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度河津町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和７年度河津町一般会計補正予算（第10号）について。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

本件につきましては、田尻川河川道路復旧事業費の繰越明許費の追加、歳入におきましては地方譲与税や各種交付金等の確定による増減、歳出につきましては公定価格改定等によります保育所委託料の増並びに田中地区火災に伴います消防団員報酬の増による費用を支払うため、専決処分による対応をさせていただいたものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

河津町告示第47号　専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第３号　令和７年度河津町一般会計補正予算（第10号）。

令和７年度河津町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,666万4,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

令和８年３月２３日。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円です。

２款地方譲与税64万2,000円、１項地方揮発油譲与税△の38万3,000円、２項自動車重量譲与税155万5,000円、３項森林環境譲与税△の53万円。

３款利子割交付金107万6,000円、１項利子割交付金同額です。

４款配当割交付金161万3,000円、１項配当割交付金同額です。

５款株式等譲与所得割交付金294万4,000円、１項株式等譲渡所得割交付金同額です。

６款法人事業税交付金△の201万9,000円、１項法人事業税交付金同額です。

７款地方消費税交付金791万円、１項地方消費税交付金同額です。

８款環境性能割交付金△の73万4,000円、１項環境性能割交付金同額です。

９款地方特例交付金△の９万3,000円、１項地方特例交付金同額です。

10款地方交付税１億1,264万8,000円、１項地方交付税同額です。

11款交通安全対策特別交付金△の13万9,000円、１項交通安全対策特別交付金同額です。

16款財産収入10万1,000円、１項財産運用収入△の11万円、２項財産売払収入21万1,000円。

18款繰入金△の１億2,148万1,000円。

次のページをお願いします。

２項基金繰入金同額です。

歳入合計246万8,000円。

次のページをお願いいたします。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長に申し上げます。

長くなるようでしたら、着座にてよろしくお願いいたします。

○総務課長（稲葉吉一君）　ありがとうございます。

それでは、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

２款総務費ゼロ、１項総務管理費同額です。こちらにつきましては、歳入確定によります財源更正を行っております。

３款民生費274万3,000円、２項児童福祉費同額です。

５款農林水産業費△の81万4,000円、２項林業費同額です。

８款消防費53万9,000円、１項消防費同額です。

歳出合計246万8,000円。

次のページをお願いします。

第２表　繰越明許費補正です。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。単位は1,000円でございます。

７款土木費、３項河川費、河川維持事業682万9,000円、この事業につきましては３月中旬に発覚いたしました田尻川河川道路陥没に伴います測量調査設計業務を予備費の充用によりまして予算措置した事業でございます。事業の執行期間から、翌年度へ繰越しにより実施する事業でございます。

次のページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括は説明を省略させていただきます。

７ページをお願いいたします。

ここから着座にて説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入です。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。単位は1,000円です。

２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税、１目地方揮発油譲与税△の38万3,000円、１節地方揮発油譲与税△の38万3,000円。２項自動車重量譲与税、１目自動車重量譲与税155万5,000円、１節自動車重量譲与税155万5,000円。３項森林環境譲与税、１目森林環境譲与税△の53万円、１節森林環境譲与税△の53万円。

３款利子割交付金、１項利子割交付金、１目利子割交付金107万6,000円、１節利子割交付金107万6,000円。

４款配当割交付金、１項配当割交付金、１目配当割交付金161万3,000円、１節配当割交付金161万3,000円。

５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、１目株式等譲渡所得割交付金294万4,000円、１節株式等譲渡所得割交付金294万4,000円。

いずれも額確定によります増減でございます。

次のページをお願いいたします。

６款法人事業税交付金、１項法人事業税交付金、１目法人事業税交付金△の201万9,000円、１節法人事業税交付金△の201万9,000円。

７款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、１目地方消費税交付金791万円、１節地方消費税交付金791万円、一般財源分につきまして272万6,000円、社会保障財源分としまして518万4,000円でございます。

８款環境性能割交付金、１項環境性能割交付金、１目環境性能割交付金△73万4,000円、１節環境性能割交付金△73万4,000円。

９款地方特例交付金、１項地方特例交付金、１目地方特例交付金△９万3,000円、１節地方特例交付金△９万3,000円。

10款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税１億1,264万8,000円、１節普通交付税１億2,501万3,000円、２節特別交付税△の1,236万5,000円。

11款交通安全対策特別交付金、１項交通安全対策特別交付金、１目交通安全対策特別交付金△の13万9,000円、１節交通安全対策特別交付金△13万9,000円。

普通交付税につきましては、歳入増と歳出の財源の調整を行っております。その他交付金につきましては、額の確定による増減でございます。

次のページをお願いいたします。

16款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入△の11万円、１節土地貸付収入△26万円、総務管理町有地の貸付料でございます。こちらにつきましては、額確定による減でございます。

２節建物貸付収入15万円、建物貸付収入でございます。笹原地内にあります町有地の施設の貸付料でございます。

２項財産売払収入、２目不動産売払収入21万1,000円、１節土地売払収入21万1,000円、流

河津町議会

木等の売払い収入でございます。こちらにつきましては、鉢ノ山町有林の間伐材の売払い収入の増でございます。

18款繰入金、２項基金繰入金、１目基金繰入金△の１億2,148万1,000円、１節基金繰入金△の１億2,148万1,000円、財政調整基金の繰入金が△の１億1,691万9,000円です。他交付金増によります繰入金の減でございます。公共施設整備基金繰入金△の374万8,000円、森林環境整備促進基金繰入金△の81万4,000円、こちらの２点につきましては、事業費の確定によります繰入額の減になります。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、３、歳出でございます。歳入と同様の説明をさせていただきます。

２款総務費、１項総務管理費、４目財産管理費ゼロ、こちらにつきましては財源の更正ということでございます。特定財源の補正によります財源更正でございます。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉費274万3,000円、12節委託料274万3,000円、保育所委託料248万3,000円、地域型保育委託料20万7,000円、施設型保育委託料５万3,000円、こちらにつきましては、いずれも公定価格改定や施設の定員変更によります基準単価の増に伴います増額でございます。

５款農林水産業費、２項林業費、１目林業振興費△の81万4,000円、12節委託料△の81万4,000円、森林所有者経営管理意向調査業務委託料でございます。こちらにつきましては、事業規模によりまして業者による意向調査が必要となくなったため、減額するものでございます。

８款消防費、１項消防費、２目非常備消防費53万9,000円、１節報酬53万9,000円、出動報酬でございます。こちら、１月の田中地区で起こりました山林火災等の消防団員の出動報酬が増になったことによる増額でございます。

説明は以上となります。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度河津町一般会計補正予算（第10号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第１号の上程、説明、質疑

○議長（渡邉　弘君）　日程第３、報告第１号　令和７年度河津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　報告第１号　令和７年度河津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

令和７年度河津町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第146条第２項の規定により報告する。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　令和７年度河津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

令和７年度河津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書です。

翌年度への繰越額確定に伴い、報告するものです。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に説明をさせていただきます。単位は1,000円です。

２款総務費、１項総務管理費、物価高騰対応重点支援食料品等物価高騰支援事業3,674万7,000円、3,414万円。

物価高騰対応重点支援水道料金負担軽減事業3,200万円、同額です。

３項戸籍住民基本台帳費、標準化・共通化に係る戸籍情報システム改修事業1,005万4,000円、同額です。

３款民生費、１項社会福祉費、物価高騰対応重点支援福祉施設等給食費支援事業510万円、同額です。

２項児童福祉費、物価高騰対応重点支援保育園児等給食費支援事業176万9,000円、同額です。

物価高対応子育て応援手当支給事業20万1,000円、同額です。

４款衛生費、１項保健衛生費、物価高騰対応重点支援簡易水道料金負担軽減事業167万5,000円、同額です。

６款商工費、１項商工費、物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業3,558万円、同額です。

物価高騰対応重点支援プレミアム工事券事業1,110万円、同額です。

物価高騰対応重点支援宿泊施設等支援事業650万円、同額です。

河津バガテル公園管理事業150万円、同額です。

７款土木費、３項河川費、河川維持事業682万9,000円、同額です。

９款教育費、１項教育総務費、物価高騰対応重点支援学生等通学費補助事業664万7,000円、同額です。

６項保健体育費、物価高騰対応重点支援学校等給食費支援事業1,436万2,000円、同額です。

合計１億7,006万4,000円、１億6,745万7,000円。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

以上をもって、報告第１号　令和７年度河津町一般会計予算繰越明許繰越計算書についての報告を終わります。

◎報告第２号の上程、説明、質疑

○議長（渡邉　弘君）　日程第４、報告第２号　令和７年度河津町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大川良樹君）　報告第２号　令和７年度河津町水道事業会計予算繰越計算書について。

令和７年度河津町水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第３項の規定により報告をする。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君）　令和７年度河津町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

１枚、次のページをおめくりいただきまして、令和７年度河津町水道事業会計予算繰越計算書です。

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額です。款、項、事業名、予算計上額、支払い義務発生額、翌年度繰越額、説明の順に読み上げさせていただきます。

１款資本的支出、１項建設改良費、長野朝日台配水池築造工事2,500万円、767万円、1,733万円、適正な工期を確保するためです。

続いて、地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越額。第１項規定の繰越事業と同様の読み上げの説明とさせていただきます。

１款水道事業費用、４項総係費、経営戦略・水道ビジョン更新業務委託1,287万円、零、

1,287万円、更新業務における検討事項が多いことから適正な委託期間を確保するためです。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　こちらにあります長野朝日台配水池の築造工事ですが、予定されております工期はいつになるか、お教えください。

○議長（渡邉　弘君）　水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君）　現在使用しております配水池も撤去するところまで含めまして、令和12年度までの想定でおります。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　承知いたしました。安全での工事をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　ほかに質疑ございませんか。

６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　この配水池の容量はどの程度の大きさになるのでしょう。

○議長（渡邉　弘君）　水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君）　新しく整備するものにつきましては200立米でございまして、現在使用しているものが100立米となりますので、その倍の想定、新しいもの、200立米のものを整備する想定でおります。

○議長（渡邉　弘君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様ですので、以上で質疑を終了いたします。

以上をもって、報告第２号　令和７年度河津町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

◎同意第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第５、同意第４号　河津町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

議場に土屋政治氏がおりますので、退場を願います。

〔土屋政治君退場〕

○議長（渡邉　弘君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時２７分

再開　午後　１時２７分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　同意第４号　固定資産評価員の選任について。

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年号外法律第226号）第404条第２項の規定により議会の同意を求める。

記

住所、河津町見高。

氏名、土屋政治、昭和46年４月５日生まれ。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

提案理由でございますが、これまでも担当課長が固定資産評価員となっておりまして、本年４月１日付の人事異動によりまして担当課長が変わりましたので、選任について同意を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第４号　河津町固定資産評価員の選任について、を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

土屋政治氏の入場をお願いいたします。

〔土屋政治君入場〕

○議長（渡邉　弘君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時２９分

再開　午後　１時３０分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎承認第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第６、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋政治君）　承認第４号についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布されたことによります。税法改正につきましては、原則４月１日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第73号　専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第４号　河津町条例第10号　河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和８年３月31日。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いします。

条例第10号　河津町税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

定例会資料の１ページをお開きください。

河津町税条例の一部を改正する条例について。

地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布され、令和８年４月１日から施行されたことから、河津町税条例の一部を改正するものです。

改正の中から改正された主だったものをお示しさせていただきました。

改正の概要。

１、個人住民税関係。

(1)給与所得控除の見直し。令和９年度から給与所得控除の最低保障額が現行の65万円か

ら74万円に引き上げられました。

(2)ひとり親控除の拡充。令和10年度からひとり親控除額が現行の30万円から33万円に引き上げられました。

(3)ふるさと納税の見直し。令和９年度から個人住民税の特別控除額について、193万円を上限として新たに設定されました。

(4)扶養親族に係る所得要件の引上げ。令和９年度から同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得額要件が現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられました。

今回の個人住民税の改正では、所得控除の見直し等が行われたことにより、特に扶養に取られていた方の収入額の引上げによって働きやすくなったことが主だった改正内容となります。

続きまして、２番、固定資産税関係。

固定資産税の免税点の見直し。固定資産税が課税されない課税標準額を家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に見直しがされました。

なお、土地は据置きとなっております。

続きまして、３番、軽自動車税関係。

環境性能割の廃止。軽自動車税環境性能割は、令和８年３月31日をもって廃止する。環境性能割の廃止による減収分については、国で具体案を協議中のため、それまでは国で代替の交付を検討中とのことです。

次ページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照いただければと思います。

それでは議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

税条例改正の７枚目になります。

附則。

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

こちらの第１号、第３号、第４号につきましては、住民税の扶養または株式に係る住民税に係ることを規定しており、２号では固定資産税に関することを規定しております。

以降、第２条では町民税に関する経過措置について、２枚めくっていただきまして、第３条では固定資産税に関する経過措置について、第４条で軽自動車税に関する経過措置について、第５条で河津町税条例の一部を改正する条例の一部改正をそれぞれ規定しております。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第７、承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋政治君）　承認第５号についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律と地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月31日に施行され、同年４月１日から施行されたことによります。改正につきましては、原則４月１日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第74号　専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第５号　河津町条例第11号　河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和８年３月31日。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いいたします。

条例第11号　河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料でご説明させていただきます。

定例会資料の30ページをお開きください。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設されました。国が医療保険者から支援納付金を徴収する義務を負ったことに伴い、令和８年度から河津町国民健康保険において子ども・子育て支援納付金分を新設するものです。また、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月31日に公布され、令和８年４月１日から施行されたことに伴い、河津町国民健康保険税条例の一部を改正します。

改正の概要です。

１、子ども・子育て支援納付金分の新設について。

国民健康保険税の算定区分として、従来の「医療分」、「後期高齢者支援金等分」、「介護納付金分」に加え、「子ども・子育て支援納付金分」を新設します。これは、社会連帯の理念を基盤に、子供や子育て世帯を全世代、全経済主体が支える新しい分かち合い、連携の仕組みです。子ども・子育て支援納付金分に係る区分の所得割、均等割、18歳以上均等割、課税限度額については表のとおりとなります。

続いて、２、軽減判定所得基準額の改定。

国民健康保険税の算定をする際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割の７割、５割、２割を減額します。この減額措置に係る軽減判定所得の基準額が改定されたことにより、町条例の５割軽減の判定に用いる基準額を30万5,000円から31万円に、２割軽減の判定に用いる基準額を56万円から57万円に引き上げるものです。

次のページに表で表しておりますので、ご参照いただければと思います。

判定所得基準を引き上げると、より軽減措置が受けやすくなり、負担能力が低い世帯に対して保険税の負担を減らすようになります。

次ページ以降に新旧対照表をお示ししてありますので、ご参照いただければと思います。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

国民健康保険税条例の３ページ目になります。

附則。

（施行期日）

第１項　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２項　この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第８、議案第50号　河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第50号　河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

河津町水道事業給水条例（平成10年河津町条例第６号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君）　議案第50号　河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

まず、提案理由ですが、現行給水装置の工事は、町長が指定した者が施行する規定となっておりますが、災害その他非常の場合に、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にするための改正です。

定例会資料のほうで説明させていただきます。

資料の42ページをお開きください。

議案第50号関係資料でございまして、河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

まず、改正の経緯ですが、去る２月に伊東市で発生した寒波による凍結大規模断水への対策検証から、国土交通省の水道事業課長発の「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について(通知）」の採用によるものでございます。

２としまして、改正の概要でございますが、災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、宅内配管の早期復旧と給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事をできるようにする規定の整備をするものです。

その他、字句などの訂正でございます。

議案にお戻りいただきまして、次のページをお願いします。

条例第　号　河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

河津町水道事業給水条例（平成10年河津町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「河津町長」を「町長」に改めるから、第７条中の「修繕」を「、修繕」に改め、同条ただし書中「河津町長」を「町長」に、「町に」を「、町に」に改めるにつきましては、字句などの訂正で、第８条第１項に次のただし書を加える。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。）又は他の市町村長が法第16条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。第８条第２項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(他の市町村長が法第16条の２第１項の指定をした者を含む。以下同じ。）」を加える規定が条例改正案の本旨でありまして、それ以下、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に、以降次ページの48条第６号中「終了」を「修了」に改める改正は、字句などの訂正でございます。

続いて、附則です。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

定例会資料の43ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご参考いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　こちらのほうの条例につきましては、多分、先ほど説明ありましたが、伊東市の大規模なあれですよね。雪でしたっけ、非常災害のあれがあったんですけれども、この形でもって工事が進むということは、素早く工事ができるということはすごくいいことだと思います。１点お聞きしたいのは、やはり実質的に工事やるとなると、この近隣の市町の業者さんを使うのが一番早いと思うんですけれども、そうなりますと、例えば河津町長におきましては伊豆半島の各首長さんといろいろ会議等やっている中で、ほかの町も同じような条例を多分今回行うと思います。そのときに、お互いにその町が認めた事業者というものの情報をあらかじめ交換するような検討がされているのかどうか、それとも、されていなければこれからそういうふうな形で進んでいくのかどうか、もし分かっている範囲で結構ですので、お答えをよろしくお願いします。

○議長（渡邉　弘君）　水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君）　現時点で他市町とのそういった調整等は行っておりませんで、河津町で現時点での指定給水装置の工事事業者でございますが、町内の事業者10社のほか、全部で40社ほどの登録がございます。それらの中でできる、できないがまずに１つ目にございまして、今後ですと、頼むときに他市町との調整を進めていくのかとは想定していますが、以上です。

○議長（渡邉　弘君）　２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　まだこれから施行ということでもって、なかなかこれからどういうふうに取り組むかというのを決めると思いますが、ぜひやはり非常災害っていつ起こるか分かりませんが、その際に、こういうときにここの業者が使えるというのを、例えばその場でもってほかの市町へ聞いて、これが指定業者かどうかというのを確認する。ほかの自治体のほうにそういうことを聞くよりも、お互いに情報交換をしておいて、すぐ使える、使えないが

分かれば、少しでも早く業者さんを使えるというふうになると思いますので、ぜひ情報交換等ができればよろしくお願いします。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第50号　河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第９、議案第51号　令和９年度消防ポンプ自動車（第６分団）購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第51号　令和９年度消防ポンプ自動車(第６分団）購入契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　防災課長。

○防災課長（友田佳伸君）　議案第51号について説明をさせていただきます。

本案は、消防ポンプ自動車購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第51号　令和９年度消防ポンプ自動車（第６分団）購入契約について。

令和９年度消防ポンプ自動車（第６分団）購入について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

１、契約の目的、令和９年度消防ポンプ自動車（第６分団）購入。

２、契約の方法、指名競争入札による購入契約。

３、契約金額、3,278万円。

４、契約の相手方、静岡県沼津市東間門２丁目１番地の５、株式会社畠山ポンプ製作所、代表取締役畠山昭夫。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

内容について説明させていただきます。

消防団第６分団に配置されている消防ポンプ自動車、町内における火災をはじめとする各種災害に対して地域防災を担う車両として運用されてきました。平成17年度購入から20年以上が経過し、経年劣化、老朽化が著しくなったため更新するものでございます。

次に、契約の方法でございますが、令和８年５月18日に指名競争入札を行い、５月21日に仮契約を締結いたしました。

納入期限につきましては、令和10年３月24日でございます。

説明は以上となります。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

５番、渡邊昌昭議員。

○５番（渡邊昌昭君）　車両について若干お伺いしたいと思います。

現在、免許証の種別、非常に厳しくなっているところではございますけれども、この購入

車両、これの種類というか、普通車で運転できるのか、準中型車になるのか。それと、あとはＡＴ限定とかって今細かい規定が結構あると思うんですけれども、団員の方で運転できない方が出てくるかと思いますが、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉　弘君）　防災課長。

○防災課長（友田佳伸君）　該当する免許証でございますが、準中型免許５トン未満限定になります。そして、購入する車両でございますが、オートマチック車、ベース車両は３トンでございまして、艤装を入れて５トン未満になるような艤装でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員。

○５番（渡邊昌昭君）　ということは、準中型の免許証が必要ということで、今その免許の取得の補助とかも結構あるように聞いておりますので、その辺はいいのかなと思うんですけれども、この間河津町で車検の見逃しがあったということで、河津町の車検、これ多分毎年車検になると思うんですけれども、この車両にも何か車検の日はいつとかというのを明示するよっていうことを前回公用車には言っていたんですけれども、それらはあるのか。

それと、あと車両にやはり準中型の免許が必要だとかという表示も必要かと思いますし、あと公用車にあるドライブレコーダー、これの設置、これどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邉　弘君）　防災課長。

○防災課長（友田佳伸君）　車検の表示は実施いたします。

ドライブレコーダーの設置もいたします。

あと、免許証につきましては、毎年４月に各分団免許証の確認をさせていただいています。そうした中で、君は運転できる、できないというのを、提出を本部のほうで受けております。補足でございますが、運転できない団員にあっては、町のほうで補助制度も用意してございます。そちらの補助制度につきましては、毎年４月の本部分団長会議で各分団長に周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　５番、渡邊昌昭議員。

○５番（渡邊昌昭君）　消防車両が出るときにポンプ車が出動するときには緊急な場合というのが非常に多いと思いますので、そんなときにでも、ぜひできない人はできないんだということで、はっきりこれ公用車で無免許運転などがあっては困りますので、その辺の明示もし

っかりしていただければいいかと思いますので、その辺をよろしくご指導をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　ほかに質疑ございますか。

６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。消防団の関係については、一般質問なんかでむやみに触ると大変お叱りを受けるので、触りにくいんであまり言うこともないんですけれども、今回消防自動車ポンプ車を購入ということで、車両を新規に畠山ポンプさんのほうから入れるということなんですけれども、この車両を作るに当たっての外装というんですかね、見場というのは、車をオーダーしたときに全て経費込みでデザインがされるんでしょうか。

○議長（渡邉　弘君）　防災課長。

○防災課長（友田佳伸君）　最初の契約というか、発注の段階で全部仕様書に盛り込んでおります。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。消防団の成り手不足が物すごく深刻な課題に町内になっていると思うんですね。思うんですけれども、やっぱり子供の頃から消防団に対してある程度近しい状況をつくっていくのと同時に、小学校、中学校の子供たちが消防車見て、消防団の車を見てかっこいいなと憧れるような一工夫って必要だと思うんですよ。実用的で必要最小限のコストをかけて、それでできればよしというのが一番リアルな話なんですけれども、やっぱり子供たちの心を少しくすぐるような、僕も大人になって帰ってきてあの消防車に乗りたいなと。本署じゃなくて、町で仕事しながら消防団入りたいなと思ってもらえるような身近な存在でありつつ、かつ消防車のかっこよさっていうのを少し考慮に入れていただいて、子供たちが憧れるような消防団というのを目指していただきたいなと思うんです。一回消防車買うと10年、20年という物すごい長いスパンで使うじゃないですか。なので、コスト最優先で必要最小限で格好を度外視してしまうと、先々までずっと影響するので、これから先もし車両を導入するときに、もし一手間加えることで、何かちょっとした一手間を加えることで子供たちの「かっこいい」につながるんだったら、ぜひやっていただきたいなと思うんですけれども、町長はどう思われますか。

○議長（渡邉　弘君）　町長。

○町長（大川良樹君）　答えになるか分かりませんけれども、遠藤議員のおっしゃっているかっこいいのかっこよさがよく分からないんですけれども、トラックのようにリレーにしたり、そういうのがいいのか、かっこよさの基準というんですか、それを具体的に分かるように言ってもらえれば非常に実施がしやすいと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○議長（渡邉　弘君）　防災課長。

○防災課長（友田佳伸君）　かっこいいというのは非常に難しいんですけれども、河津町消防団で、補足になるかどうかちょっと分かんないですけれども、出初式をやっております。過去に出初式終わった後、パレードというのを駅前の道路を通っていたんですけれども、そうするとギャラリーが見にくいといいますか、なかなか見にくいんじゃないかというお声がありまして、十五、六年前でしたかね。パレードを身近な子供たちにも見えるようにということで、消防団の出初式の会場も中学校に変更して、笹原の区画整理内、あそこを通れば子供たちも見えるじゃないかということで、そういった取組をしております。それがどれだけつながるか分かりませんけれども、議員のおっしゃるように消防団の担い手不足というのは本当に大事な問題ですので、なるべく子供たちにかっこよく映るように、団長以下、団員の皆様、取り組んでいただいております。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　６番、遠藤嘉規議員。

○６番（遠藤嘉規君）　これは決しておちゃらけた質問じゃなくて、総務省の用意している補助制度の中を使って、団員不足の補塡を図るための取組として、「かっこいい」をキーワードにして分団の新規募集を図るための取組をやっている自治体というのが実際に全国に幾つかございますので、ぜひその辺ってちょっとした工夫なんだろうなとは思いますが、子供たちに対してのアピールというのは大事だと思うんで、ぜひ「かっこいい」の研究をしていただけたらありがたいかなと。よろしくお願いします。

○議長（渡邉　弘君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号　令和９年度消防ポンプ自動車（第６分団）購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

２時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時０７分

再開　午後　２時２０分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第５２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第10、議案第52号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第52号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第１号）。

令和８年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,881万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億681万円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　議案第52号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第１号）を説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

当初予算調整後に生じた事由により、既定の予算の追加、更正をする補正予算でございます。

主な事業といたしまして、防災公園整備に伴います調整池整備工事並びに電柱等の物件移転補償費、町道、河川の維持修繕事業等でございます。また、４月１日付の人事異動に伴います配置転換による人件費の補正も計上しております。

次のページをお願いします。

第１表　歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

14款国庫支出金787万4,000円、２項国庫補助金同額です。

15款県支出金6,000円、３項委託金同額です。

19款繰越金643万円、１項繰越金同額です。

20款諸収入450万円、４項雑入同額です。

歳入合計1,881万円。

次のページをお願いします。

歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

１款議会費△の168万6,000円、１項議会費同額です。

２款総務費△の2,341万6,000円、１項総務管理費△の2,687万2,000円、２項徴税費△の98万9,000円、３項戸籍住民基本台帳費444万5,000円。

３款民生費△の607万1,000円、１項社会福祉費△の612万1,000円、２項児童福祉費５万円。

４款衛生費114万円、１項保健衛生費同額です。

５款農林水産業費△の８万8,000円、１項農業費同額です。

６款商工費△の79万3,000円、１項商工費同額です。

７款土木費738万5,000円、１項土木管理費130万9,000円、２項道路橋梁費91万6,000円、３項河川費516万円。

８款消防費3,700万3,000円、１項消防費同額です。

９款教育費533万6,000円、１項教育総務費△の97万1,000円、３項中学校費97万9,000円、４項幼稚園費△の８万7,000円、５項社会教育費480万2,000円。

次のページをお願いします。

６項保健体育費61万3,000円。

歳出合計1,881万円。

次のページ以降、歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括は説明を省略させていただきます。

６ページをお開きください。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長に申し上げます。

長くなるようでしたら、着座にてご説明をお願いいたします。

○総務課長（稲葉吉一君）　ありがとうございます。それでは、ここから着座にて説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。単位は1,000円でございます。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、３目土木費国庫補助金780万8,000円、１節道路橋梁費国庫補助金780万8,000円、道路施設事業費補助金でございます。こちらは防災安全交付金の追加交付に伴う増額でございます。

５目総務費国庫補助金６万6,000円、１節総務管理費補助金６万6,000円、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金でございます。こちらはマイナンバーカード等印字システムのバージョンアップ手数料の増額に伴う補助金の増でございます。

計787万4,000円。

15款県支出金、３項委託金、２目土木費委託金6,000円、１節水門操作業務委託金6,000円、水門操作業務委託金でございます。県管理分の委託金の増でございます。

19款繰越金、１項繰越金、１目繰越金643万円、１節繰越金643万円、本補正の財源分でございます。

20款諸収入、４項雑入、１目雑入450万円、１節雑入450万円、自治総合センターコミュニ

ティ助成金250万円です。こちら宝くじ助成金の採択に伴う増額でございます。消防団員退職報償金400万円、こちら退職報償金確定に伴います収入増でございます。一般財団法人地域活性化センター助成金△の200万円、移住促進事業不採択によります減額でございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、３、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

なお、４月１日付の人事異動に伴う項目は節、説明は省略をさせていただきます。

１款議会費、１項議会費、１目議会費△168万6,000円。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費△の2,852万8,000円、11節役務費24万1,000円、複合機ＬＡＮ配線設定手数料でございます。こちらにつきましては、紙文書を電子化するための複合機とサーバーをＬＡＮ接続するための配線手数料でございます。

６目交通安全対策費8,000円、11節役務費8,000円、傷害保険料でございます。交通指導員サポーター１名増に伴います増額でございます。

次のページをお願いします。

７目企画費30万円、18節負担金、補助及び交付金30万円、地域資源活用事業補助金、柑橘の皮を使った商品化等を行う事業への補助金の増でございます。

８目地域づくり推進費134万8,000円、10節需用費△の43万2,000円、事業消耗品費△の30万円、印刷製本費△の13万2,000円、12節委託料△50万円、関係人口創出事業運営委託料、18節負担金、補助及び交付金228万円、マッチングイベント負担金△22万円、こちらの４項目につきましては移住促進事業ですが、助成金不採択に伴います規模を縮小して行うための減額にするものでございます。コミュニティ助成事業費補助金250万円、こちらにつきましては、宝くじ助成金採択に伴います補助金の増額でございます。

２項徴税費、１目税務総務費△の98万9,000円、３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費444万5,000円。

次のページをお願いします。

11節役務費６万6,000円、本人確認書類裏書印字システムバージョンアップ手数料でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費△の62万7,000円、２目老人福祉費△の254万9,000円。

次のページをお願いします。

河津町議会

４目国民年金費△の160万円、５目国民健康保険費４万5,000円、６目介護保険費16万5,000円、27節繰出金16万5,000円、介護保険特別会計の繰出金でございます。こちらは介護保険システムの改修に伴います法定繰出金でございます。

７目後期高齢者医療費△の155万5,000円。

次のページをお願いします。

計△の612万1,000円。

２項児童福祉費、１目児童福祉費５万円、18節負担金、補助及び交付金５万円、認可外保育園利用者補助金でございます。利用者１名増に伴います増額でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費31万円、４目環境衛生費83万円、18節負担金、補助及び交付金83万円、簡易水道組合の補助金です。梨本地区簡易水道組合へ給水ポンプ更新、貯水槽電動弁の交換費用の２分の１の補助分でございます。

計114万円。

５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費63万5,000円。

次のページをお願いします。

２目農業総務費△の69万9,000円、４目農業施設費△の２万4,000円。

計△の８万8,000円。

６款商工費、１項商工費、１目商工総務費△の112万3,000円、３目観光費33万円、10節需用費33万円、施設修繕費でございます。こちらは舟戸の番屋の浄化槽ブロアの取替え修繕でございます。12節委託料ゼロ。公衆便所等管理委託料△の72万6,000円、七滝駐車場指定管理料72万6,000円、こちらの２件ですけれども、七滝駐車場指定管理に伴います科目更正でございます。

次のページお願いします。

計△の79万3,000円。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費130万9,000円、12節委託料90万2,000円、測量登記委託料、こちらは下峰枝川の排水路用地境界の確定業務に伴います増額でございます。

２項道路橋梁費、１目道路維持費840万4,000円、10節需用費554万4,000円、施設修繕料です。こちらにつきましては、町道見高入谷２号線の陥没修繕並びに町道浜７号線ののり面修繕の費用でございます。

12節委託料286万円、町道土質調査業務委託料、こちらにつきましては町道大堰笹原線の

土質調査業務の委託料でございます。次年度補助金の申請に必要な業務となります。

次のページお願いします。その前に13ページです。ごめんなさい、２目道路新設改良費△の748万8,000円。

次のページお願いします。

計91万6,000円。

３項河川費、１目河川維持費516万円、10節需用費390万8,000円、施設修繕料、こちらにつきましては、普通河川田尻川の管理道の陥没修繕の費用でございます。

12節委託料125万2,000円、伊豆縦貫自動車道関連普通河川付け替えに伴います登記業務委託料124万円です。逆川地区の件でございます。分筆登記に時間を要したため、所有権移転登記につきまして今年度行うものでございます。水門操作委託料１万2,000円、県管理２件、町管理２件の増額分でございます。

８款消防費、１項消防費、２目非常備消防費400万円、７節報償費400万円、消防団員退職報償金９名分でございます。

４目防災費3,300万3,000円、14節工事請負費2,801万7,000円、防災公園の整備工事でございます。調整池の整備費用でございます。

21節補償、補塡及び賠償金498万6,000円、物件移転補償費でございます。電柱５本分の補償費でございます。両件とも国との調整により、今回の補正を行って実施するものでございます。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費△の133万2,000円。

次のページをお願いします。

４目学校管理費36万1,000円、11節役務費36万1,000円、通信運搬費でございます。県教委からの通達によりまして、小中学校への携帯電話を配置する費用でございます。

計△の97万1,000円。

３項中学校費、１目中学校管理費97万9,000円、10節需用費59万4,000円、施設修繕料でございます。武道場エアコン室外機の修繕費用でございます。

11節役務費38万5,000円、体育器具点検手数料、こちらにつきましてはバスケットゴールの点検手数料でございます。

４項幼稚園費、１目幼稚園費△の８万7,000円。

次のページをお願いします。

５項社会教育費、１目社会教育総務費480万2,000円。

６項保健体育費、３目学校給食費61万3,000円。

説明は以上となります。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　すみません。８ページ上のところの地域づくり推進費のコミュニティ助成事業費補助金250万円、これは具体的にどのような団体に何やるか、もし分かればお教えください。

○議長（渡邉　弘君）　企画調整課長。

○企画調整課長（山本博雄君）　縄地区の縄地公民館へのエアコン設置の費用になります。

○議長（渡邉　弘君）　ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第11、議案第53号　令和８年度河津町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第53号　令和８年度河津町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

令和８年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億6,574万6,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（臼井理治君）　私からは議案第53号　令和８年度河津町介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明をさせていただきます。

提案理由です。

介護保険法に規定する居住費の負担限度額の変更に対応するため、システム改修を行うものです。

次のページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円です。

３款国庫支出金16万5,000円、２項国庫補助金同額でございます。

６款繰入金16万5,000円、１項一般会計繰入金同額でございます。

歳入合計33万円。

次のページお願いします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

１款総務費33万円、１項総務管理費同額でございます。

歳出合計33万円。

３ページ、４ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括は省略させていただきます。

５ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。単位は1,000円です。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、７目介護保険システム改修事業補助金16万5,000円、１節介護保険システム改修事業補助金16万5,000円、介護保険システム改修事業補助金です。

６款繰入金、１項一般会計繰入金、２目その他一般会計繰入金16万5,000円、１節事務費等繰入金16万5,000円、事務費等繰入金です。

次のページお願いします。

３、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費33万円、12節委託料33万円、介護保険システム改修業務委託料です。

説明は以上となります。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号　令和８年度河津町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第12、議案第54号　令和８年度河津町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第54号　令和８年度河津町水道事業会計補正予算（第１号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君）　議案第54号の説明をさせていただきます。

議案第54号　令和８年度河津町水道事業会計補正予算（第１号）。

（総則）

第１条　令和８年度河津町水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　予算第３条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出です。第１款水道事業費用262万5,000円、第１項営業費用262万5,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第３条　予算第８条第１号の職員の給与費の額2,812万5,000円を3,085万4,000円に改める。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

提案理由は、一般会計と同様に職員異動に伴う補正でございます。

次のページ、河津町水道事業会計予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

３ページをお願いします。

令和８年度河津町水道事業会計予算明細書、収益的収入及び支出。

支出です。款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

１款水道事業費用262万5,000円、１項営業費用同額です。

４目総係費同額です。

１節給料279万3,000円、２節手当△33万6,000円は職員異動に伴う更正です。６節法定福利費27万2,000円は共済組合負担金で、９節退職給付費△10万4,000円、退職手当組合負担金でございまして、職員異動に伴う関連の補正です。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第54号　令和８年度河津町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第13、議案第55号　令和８年度河津町温泉事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第55号　令和８年度河津町温泉事業会計補正予算（第１号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君）　議案第55号の説明をさせていただきます。

議案第55号　令和８年度河津町温泉事業会計補正予算（第１号）。

（総則）

第１条　令和８年度河津町温泉事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　予算第３条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出です。

第１款温泉事業費用140万4,000円、第１項営業費用140万4,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第３条　予算第７条第１号の職員給与費の額2,302万円を2,375万円に改める。

令和８年６月２日提出。

河津町長、大川良樹。

提案理由は、職員異動に伴う更正補正をするものです。

次のページ、河津町温泉事業会計予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

３ページをお願いします。

令和８年度河津町温泉事業会計予算明細書、収益的収入及び支出。

支出です。款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

１款温泉事業費用140万4,000円、１項営業費用同額です。

４目総係費同額です。

１節給料36万円、職員異動に伴う更正で、６節法定福利費37万円、共済組合負担金です。９節退職給付費67万4,000円、退職手当組合負担金で、いずれも職員異動に伴う関連経費の補正でございます。

説明は以上です。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第55号　令和８年度河津町温泉事業会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（渡邉　弘君）　追加日程で、先ほど町長のほうから議案第56号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第２号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５３分

再開　午後　２時５５分

○議長（渡邉　弘君）　暫時休憩を解きます。

これより３時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５５分

再開　午後　３時１０分

○議長（渡邉　弘君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第５６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　追加日程第１、議案第56号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第56号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第２号）。

令和８年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,881万円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月４日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　議案第56号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第２号）を説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、５月28日発表によりまして、採択を受けました観光庁補助事業観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業２件につきまして費用の追加補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

14款国庫支出金700万円、２項国庫補助金同額です。

19款繰越金800万円、１項繰越金同額です。

20款諸収入700万円、４項雑入同額です。

歳入合計2,200万円。

次のページをお願いします。

６款商工費2,200万円、１項商工費同額です。

歳出合計2,200万円。

歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括は説明を省略させていただきます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。単位は1,000円でございます。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、11目商工費国庫補助金700万円、１節商工費補助金700万円、観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業補助金700万円、こちらにつきましては公共交通を基軸とした河津町観光需要分散モデル構築事業の観光庁からの補助金分でございます。

19款繰越金、１項繰越金、１目繰越金800万円、１節繰越金800万円、繰越金でございます。今補正予算の財源でございます。

20款諸収入、４項雑入、１目雑入700万円、１節雑入700万円、観光庁事業精算金、こちら観光協会が実施する観光庁補助事業の実施後の精算によるものでございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、３、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

６款商工費、１項商工費、３目観光費2,200万、11節役務費100万円、地域観光資源のコンテンツ化促進事業手数料、12節委託料1,000万円、地域観光資源のコンテンツ化促進事業委託料、以上の２件につきましては、公共交通を基軸とした河津町観光需要分散モデル構築事業の費用でございます。

18節負担金、補助及び交付金1,100万円、観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業補助金でございます。こちらにつきましては、伊豆の踊子文学ツーリズム広域分散周遊モデル創出事業の費用で、観光協会が実施する事業でございます。そちらへの補助金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第56号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（渡邉　弘君）　日程第14、議員派遣の件について議題とします。

地方自治法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することとしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（渡邉　弘君）　日程第15、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（渡邉　弘君）　本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和８年河津町議会第２回定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会　午後　３時１８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名をする。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員

議 案 等 審 議 結 果 一 覧

議案等審議結果一覧

令和８年第２回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第　３号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度河津町一般会計補正予算（第１０号））	8.　6.　4	承認
報告第　１号	令和７年度河津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について		
報告第　２号	令和７年度河津町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について		
同意第　４号	固定資産評価員の選任について	8.　6.　4	同意 土屋政治
承認第　４号	専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）	〃	承認
承認第　５号	専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	〃	〃
議案第５０号	河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第５１号	令和９年度消防ポンプ自動車（第６分団）購入契約について	〃	〃
議案第５２号	令和８年度河津町一般会計補正予算（第１号）	〃	〃
議案第５３号	令和８年度河津町介護保険特別会計補正予算（第１号）	〃	〃
議案第５４号	令和８年度河津町水道事業会計補正予算（第１号）	〃	〃
議案第５５号	令和８年度河津町温泉事業会計補正予算（第１号）	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第５６号	令和８年度河津町一般会計補正予算（第２号）	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	決定